

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について」

平成30年10月

会計検査院

平成20年10月、政策金融改革の一環として、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象に対処するための危機対応円滑化業務及び危機対応業務が創設された。そして、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）は、危機対応円滑化業務の主務大臣による指定を受けたものとみなすこととされた金融機関として多数の危機対応業務に係る貸付けを行ってきた。

28年11月、商工中金は、鹿児島支店が行った危機対応業務において不適切な手続による貸付けが行われたことが判明したことなどを公表した。そして、商工中金が設置した「危機対応業務にかかる第三者委員会」や商工中金が実施した調査等により、商工中金が危機対応業務に係る貸付けにおいて多数の不正を行っていたことが判明した。このため、商工中金は、行政処分や有識者による提言等を踏まえて、ガバナンスの強化を図るとともに新たなビジネスモデルを構築するとしている。

本報告書は、以上のような状況の中、商工中金における危機対応業務の実施状況等について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成30年10月
会計検査院

目次

1	検査の背景	1
	(1) 商工中金及び危機対応業務の概要等	1
	ア 商工中金の概要等	1
	イ 商工中金の株式会社化	3
	ウ 危機対応円滑化業務及び危機対応業務の概要等	5
	(2) 危機対応業務の要件確認における不正事案の判明及びその後の対応等	11
	ア 不正事案の判明等	11
	イ 第三者委員会の調査報告書	11
	ウ 商工中金に対する29年5月9日付けの業務改善命令及び主務省検査	14
	エ 商工中金の調査報告書	14
	オ 商工中金に対する29年10月25日付けの業務改善命令及び商工中金による業務の改善計画	16
	カ 商工中金の在り方検討会による提言	16
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	18
	(1) 検査の観点及び着眼点	18
	(2) 検査の対象及び方法	18
3	検査の状況	18
	(1) 危機認定、国の財政措置等	18
	ア 危機認定等	19
	イ 国から日本公庫への財政措置等	21
	ウ 主務省による監督等	22
	(2) 危機対応業務の実施状況	23
	ア 危機対応貸付けの実績	23
	イ 不正事案に係る会計検査院の検査	26
	ウ 不正事案の状況	30
	エ 政投銀による危機対応貸付けとの比較	49
	オ 利子補給の実施状況等	51
	(3) 危機対応準備金の額の見通し及びその根拠	57

4 所見	60
(1) 検査の状況の概要	60
(2) 所見	64
別表	67

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。・図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「－」は皆無を示す。 |
|--|

事例一覧

[試算表に係る不正が行われていて、危機対応貸付けの要件を満たしていなかったもの]

<事例1> 29

[雇用維持利子補給に係る不正が行われていて、その要件を満たしていなかったもの]

<事例2> 30

[雇用維持利子補給の適用を受けた事業者において、6か月後確認以降に従業員数が減少していたもの]

<事例3> 52

[一般の金融機関から通常の条件による貸付けの提案を受けていることを聞き取っていた事業者に対して、商工中金が利子補給を適用して、一般の金融機関が提示している金利よりも低利な実質金利で危機対応貸付けを行っていたもの]

<事例4> 55

株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について

検査対象	株式会社商工組合中央金庫、金融庁、財務省、農林水産省、中小企業庁、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行
危機対応円滑化業務の概要	主務大臣が、危機事象によって、一般の金融機関が通常の条件では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難であることなどを認定する場合に、株式会社日本政策金融公庫が、主務大臣が指定する金融機関に対して信用供与や利子補給金の支給を行うなどするもの
危機対応業務の概要	主務大臣が指定する金融機関が、株式会社日本政策金融公庫から上記の信用供与等を受けて、危機事象で受けた被害によって業況や資金繰りが悪化している事業者に対して、必要な資金の貸付けを行うなどするもの
株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務に係る貸付けの件数及び金額	223,572件 12兆5198億円（平成20年度～29年度）
危機対応準備金の額	1500億円（平成29年度末）

1 検査の背景

(1) 商工中金及び危機対応業務の概要等

ア 商工中金の概要等

(ア) 商工中金の概要

株式会社商工組合中央金庫（平成20年9月30日以前は商工組合中央金庫。以下「商工中金」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行うことを目的として設置されており、その目的を達成するため、預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、為替取引等の業務を行っている。

そして、商工中金の29年度末の財務及び経営状況についてみると、図表1のとおり

り、預金残高は4兆8922億余円、貸出金残高は8兆6481億余円となっており、当期純利益は362億余円、利益剰余金は1775億余円となっている。また、29年度末で、
(注1) (注2)
 職員数は3,857名、本支店等数は国内100本支店等、海外4支店等となっている

(以下、本店の営業部並びに支店、出張所及び営業所を合わせて「営業店」という。)

(注1) 100本支店等 本店、91支店、3出張所、5営業所

(注2) 4支店等 1支店、3海外駐在員事務所

図表1 貸借対照表及び損益計算書（要旨）

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)		損益計算書 (平成29年4月1日から30年3月31日まで)	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科目	金額	科目	金額
資産の部合計	11,890,224	負債及び純資産の部合計	11,890,224
うち現金預け金	1,526,881	負債の部合計	10,918,673
うち貸出金	8,648,176	うち預金	4,892,270
		うち債券	4,459,540
		うち借入金	461,779
		純資産の部合計	971,550
		うち資本金	218,653
		うち危機対応準備金	150,000
		うち特別準備金	400,811
		うち資本剰余金	0
		うち利益剰余金	177,595
		うち自己株式	△ 1,049
		経常収益	170,187
		うち貸出金利息	103,701
		うち役務取引等収益	9,357
		経常費用	113,240
		うち預金利息	2,844
		うち債券利息	2,097
		うち借入金利息	1,866
		うち役務取引等費用	2,620
		うち営業経費	77,408
		経常利益	56,947
		特別利益	102
		特別損失	745
		当期純利益	36,295

(イ) 商工中金の沿革

商工中金は、昭和11年、国と中小企業等協同組合の前身である商業組合、工業組合等が共同して出資（11年度末の公称資本金1000万円（国と組合が500万円ずつ）、払込資本金300万円（国200万円、組合100万円））する唯一の政策金融機関として設立され、業務を開始した。当初は商工中金設立当時の特殊法人の立法例に倣い、存立期間は設立認可の日から50年間とされていたが、中小企業の組織化推進及び中小企業金融の円滑化に果たす商工中金の役割の重要性に鑑み、60年に存立期間に関する定めが廃止され、恒久的な機関となった。そして、政策金融改革（後述イ(ア)参照）を経て、平成20年10月に株式会社化されている。

(ウ) 政府出資比率の推移

国は、商工中金の経営基盤強化等のため、設立以来、数次にわたり出資を行っており、10年以降で見ると、資本金における政府出資比率は、図表2のとおり、株式会社化前の20年9月末までは8割弱で推移していた。しかし、株式会社化に伴い、国の関与を縮小して経営の自主性を高める観点から、国の議決権比率を民間株主の議決権比率と同水準以下にすることが求められたため、同年10月に、それまで国が出資していた4053億余円のうち3037億余円を資本金（同年9月末時点5224億余円）から新たに設置した特別準備金（後述イ(イ)参照）に振り替え、資本金における国の出資金は1016億円に減少した。これにより、同年10月以降は資本金（2186億余円）における政府出資比率は46.46%となっている。

図表2 商工中金の資本金及び政府出資比率の推移

(単位：億円、%)

	平成10年 3月末	12年 3月末	14年 3月末	16年 3月末	18年 3月末	20年 3月末	20年 9月末	20年 10月以降
資本金	3971	4748	5060	5142	5197	5227	5224	2186
政府出資金	3062	3779	4031	4053	4053	4053	4053	1016
民間出資金	908	968	1028	1088	1143	1173	1170	1170
政府出資比率	77.11	79.59	79.66	78.82	77.99	77.54	77.59	46.46

イ 商工中金の株式会社化

(ア) 政策金融改革及び商工中金等の株式会社化

内閣は、17年12月に「行政改革の重要方針」を閣議決定し、一般の金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備することなどの政策金融の抜本的改革を行い、20年度から新体制に移行することとした。この中で、商工中金及び日本政策投資銀行（20年10月1日以降は株式会社日本政策投資銀行。以下「政投銀」という。）は完全民営化されることとなった（商工中金の完全民営化の状況については後述ウ(ウ)参照）。そして、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、国民生活金融公庫等の機関を統合して新たに設立される新政策金融機関並びに商工中金及び政投銀その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備することとされた。

さらに、18年6月に示された「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定）により、新政策金融機関等については、「官

から民へ」の観点から、民業補完に徹し、政策金融として必要な機能に限定することなどを基本原則とすることとされた。そして、危機対応の在り方については、発動の要件や危機の状況に応じた措置の内容の明確化を図るとともに、政策コストの最小化等に配慮することや、完全民営化機関を含む一般の金融機関の活用にあたっては、イコールフットイング（競争条件の平等化）の確保やモラルハザードの防止にも留意することなどとされた。

また、商工中金及び政投銀は、政策金融機関として培った経営資源等を有効活用する観点から、完全民営化までの移行期においては危機対応業務において政府の指定する金融機関とみなすものとされ（後述ウ(ウ)参照）、完全民営化後も原則としてその取扱いを継続するものとされた。

そして、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号。以下「商工中金法」という。）、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。）が19年に成立し、20年10月に、新政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が新設されるとともに、商工中金及び政投銀が株式会社化された。

(イ) 特別準備金

特別準備金は、商工中金が株式会社化されるに当たり、(ア)の「政策金融改革に係る制度設計」を受けて、中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう強固な財務基盤を確立するため、商工中金法附則第5条第2項の規定に基づき、株式会社化前の国の出資金4053億余円のうち一般会計から出資された3037億余円及び株式会社化前の利益剰余金1686億余円のうち970億余円、計4008億余円を振り替えることにより措置されたものである。特別準備金は、商工中金法により新たに規定されたものであり、国による返還請求権が付されていないことから負債ではなく、欠損の填補を行うことが可能となっていることから、資本として位置付けられている。

また、特別準備金の額が計上されている場合は、商工中金法第48条第1項等の規定により、商工中金は、事業年度ごとに、事業年度経過後3か月以内に特別準備金の額の見通し及びその根拠について経済産業大臣及び財務大臣に報告することとなっている。さらに、商工中金法第45条第1項の規定により、商工中金は、自己資

本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができることとなっている。

ウ 危機対応円滑化業務及び危機対応業務の概要等

(ア) 危機対応円滑化業務の概要

危機対応円滑化業務は、日本公庫法に基づき、危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項の主務大臣である財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣（以下、これらを合わせて「危機対応円滑化業務の主務大臣」という。また、財務省、農林水産省及び経済産業省を合わせて「危機対応円滑化業務の主務省」という。）が、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象によって、一般の金融機関が通常の状態では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、危機対応円滑化業務の主務大臣が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要であると認定（以下、この認定を「危機認定」という。）する場合には、日本公庫が、指定金融機関に対して信用供与（ツーステップ・ローン及び損害担保）や利子補給金の支給を行うなどするものである。

(イ) 危機認定

危機対応円滑化業務の主務大臣は、危機認定に当たり、日本公庫法の規定に基づくなどして、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の適用を受けた災害や政府の経済対策に挙げられた経営環境変化等の事案を基に対象とすべき危機事象や実施期間等の必要な事項を定め、その内容を日本公庫及び指定金融機関に通知している。30年3月末までに68の危機事案が認定されており、図表3のとおり、このうち3危機事案が、同年4月1日時点で継続されている（68危機事案については別表参照）。

図表3 平成30年4月1日時点で継続されている危機事案

危機事案の名称	適用日
東日本大震災に関する事案	平成23年3月12日
平成28年熊本地震による災害に関する事案	28年4月15日
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	29年7月6日

(ウ) 危機対応業務の概要

危機対応業務は、指定金融機関が、日本公庫から(ア)の信用供与等を受けて、危

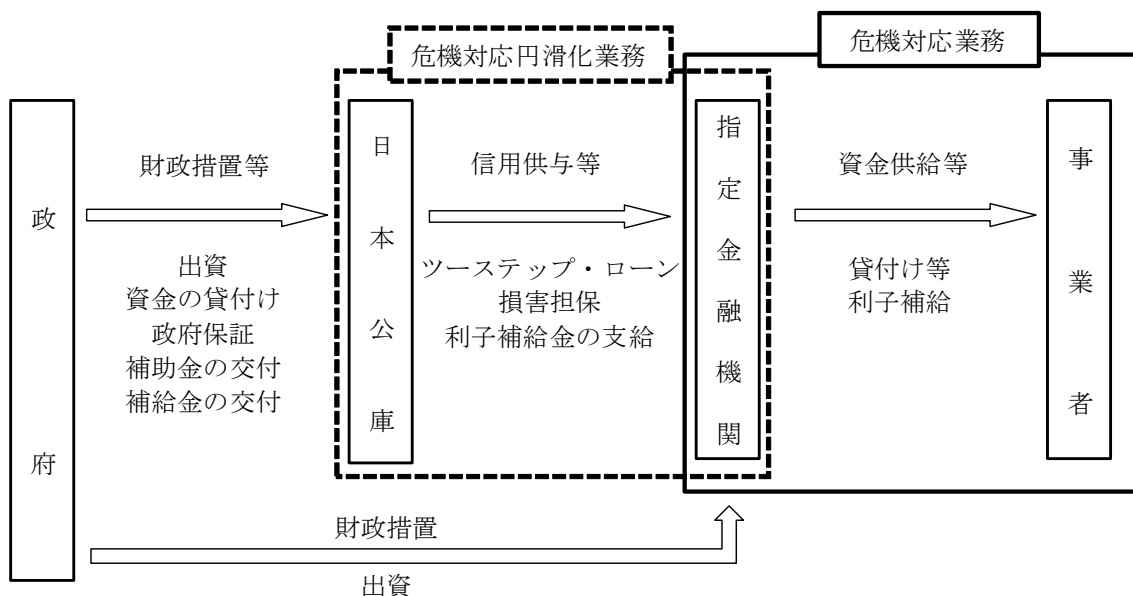
機事象で受けた被害によって業況や資金繰りが悪化している事業者に対して、必要な資金の貸付けや利子補給を行うなどするものである。

危機対応業務が開始された20年10月から30年3月までの間に指定金融機関となった一般の金融機関は存在しないが、日本公庫法附則第45条又は第46条の規定により指定を受けたものとみなすこととされている商工中金及び政投銀が、指定金融機関として危機対応業務に係る貸付け（以下「危機対応貸付け」という。）等を行っている。

また、商工中金法附則第2条の2の規定により、商工中金は、当分の間、危機事象によって事業者が受けた被害に対処するために必要な資金が円滑に供給されるよう、危機対応業務を行う責務を有することとされている。そして、商工中金は、新たな危機認定が行われるなどする都度、危機対応円滑化業務の主務大臣から通知される「危機対応認定に係る通知文」、危機対応円滑化業務の主務省から通知される「危機対応認定に係る要綱」等（以下、これらを合わせて「通知文等」という。）で定められた内容に従って、29年度末までに計223,572件、計12兆5198億余円の危機対応貸付けを行っている。

危機対応円滑化業務及び危機対応業務の仕組みは、図表4のとおりである。

図表4 危機対応円滑化業務及び危機対応業務の仕組み



(エ) 信用供与及び利子補給金の支給の概要

危機対応円滑化業務に関して、日本公庫は、危機対応円滑化業務の主務大臣の承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針や、危機対応円滑化業務の主務大臣の

認可を得て商工中金との間で20年10月1日付けで締結した危機対応業務に係る協定書（以下「協定書」という。）等に基づき、商工中金に対する信用供与や利子補給金の支給を行っており、その概要は次のとおりとなっている。

a ツーステップ・ローン

ツーステップ・ローンは、指定金融機関が行う危機対応業務を支援するために、日本公庫が指定金融機関に対して資金を供給するもので、危機対応業務のために必要とする資金を、日本公庫が財政融資資金から調達して、期間、利率等、調達と同じ条件で商工中金に貸し付けるなどしている。

b 損害担保

損害担保は、ツーステップ・ローン又は指定金融機関の自己調達資金により行った貸付け等に付されるもので、日本公庫が商工中金から損害担保の対象となる貸付け等を実行した旨の報告を受け、商工中金に対して応諾の通知を発することにより、個別の契約が成立し、その効力の発生は商工中金の貸付け等の実行日に遡ることとなっている。商工中金は、当該契約に基づいて、日本公庫に所定の補償料を支払い、日本公庫は、損害担保契約を締結した貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合に、事業者の規模ごとに定められた割合に応じて、商工中金に対してその弁済がなされないこととなった額の一部（中小企業者の場合は8割）を補填することとなっている。

補償料率は、過去の危機時の事故率等を基に設定されており、例えば中小企業者については政策的に引き下げた0.1%となっている。このため、危機対応円滑化業務の主務省は、日本公庫に対して出資等による財政措置を講じている。

c 利子補給金の支給

日本公庫は、通知文等の規定による一定の要件を満たした事業者に対する危機対応貸付けを行った指定金融機関に対して利子補給金の支給を行うことができることとなっている。そして、その支給を受けた指定金融機関は、事業者に対して利子補給を行っており、これにより、事業者における金利を実質的に引き下げることになる。

危機対応円滑化業務の主務省は、指定金融機関が行う利子補給の原資として、日本公庫に対して出資等による財政措置を講じている。

商工中金から事業者に対する利子補給では、利子補給が開始された当初は、

商工中金が事業者における支払金利を引き下げて、この引下げに相当する額を日本公庫が商工中金に支給する方式が採られていたが、「東日本大震災に関する事案」の取扱いを契機に、商工中金が日本公庫から支給された利子補給金を事業者へ支給する方式（以下「補給金方式」という。）へと変更されている。

日本公庫から商工中金への利子補給金の支給は毎年度6月と12月（一部は7月と1月）に行われ、補給金方式へと変更された後は、商工中金は事業者に対して遅滞なく利子補給を行うこととしている。利子補給金は、通知文等により、危機事案ごとにその内容、利子補給率等が定められており、主なものは次のとおりである。

(a) 雇用維持利子補給

雇用維持利子補給は、23年5月の通知文により「東日本大震災に関する事案」で初めて導入されたもので、雇用の維持又は拡大に取り組む事業者に対して貸付残高の0.2%（26年度に実施した「デフレ脱却等特別相談窓口」等に係る危機対応貸付けについては0.1%）に相当する利子補給が行われるものである。そして、指定金融機関は、危機対応貸付けの貸付日からおおむね6か月の間に常時使用する従業員数が減少した場合、利子補給を取り消して、貸付けの当初に遡って当該取消分の支払請求を行うこととなっている。ただし、社会的・経済的環境の変化等外的要因により雇用の維持が達成できなかった場合であって、やむを得ないと判断できるものは除くこととなっている。

(b) 経営支援型利子補給

経営支援型利子補給は、25年3月の通知文により「円高等対策特別相談窓口」で初めて導入され、26年2月の通知文により、「円高等対策特別相談窓口」は閉鎖されたが、「デフレ脱却等特別相談窓口」及び「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」にも導入されたもので、債務負担が重く経営の改善を迫られている事業者であって、指定金融機関等の経営指導を受けて事業計画を作成する者に対して貸付残高の0.2%（27年度までは0.4%）に相当する利子補給が行われるものである。そして、指定金融機関は、貸付け後3年間、半期に1回程度、事業計画の進捗状況を把握し、必要に応じて適切な経営上の助言等を与えることとなっている。

(オ) 危機対応準備金

商工中金における危機対応貸付けの事業規模は、21年4月の「経済危機対策」（「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）等により、従来の1兆2000億円から4兆2000億円へと拡大された。そして、政府は、危機対応貸付けの事業規模拡大の中でその円滑な実施を図るため、商工中金の財政基盤の確保を目的として、同年7月に、21年度補正予算により1500億円を商工中金に出資し、商工中金は、同額を危機対応準備金として計上した。

危機対応準備金の性格は、特別準備金と同様であり、また、危機対応準備金の額が計上されている場合は、商工中金法附則第2条の9の規定により読み替えて適用される商工中金法第48条第1項等の規定により、特別準備金と同様に、商工中金は、事業年度ごとに、事業年度経過後3か月以内に危機対応準備金の額の見通し及びその根拠について経済産業大臣及び財務大臣に報告することとなっている。さらに、商工中金法附則第2条の8の規定により、商工中金が、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することとなっている。

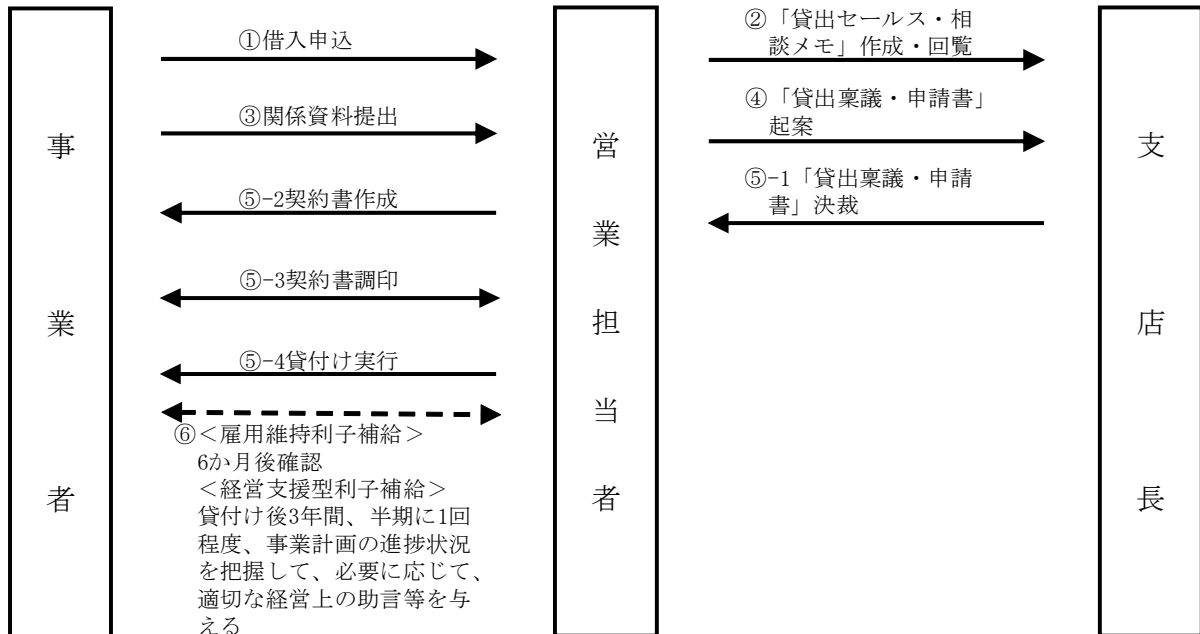
(カ) 危機対応貸付けの手順

商工中金において、危機対応貸付けは、次の手順で行われている（図表5参照）。

- ① 営業担当者が事業者から借入申込を受ける。
- ② 営業担当者は、当該借入申込に係る貸付けの具体的内容を記載した「貸出セールス・相談メモ」を作成し、支店長（本店営業部長を含む。以下同じ。）まで回覧する。
- ③ 営業担当者が事業者から関係資料を受領して危機対応業務の要件に合致しているかなどを確認する。
- ④ 営業担当者は、支店長までの決裁を得るため「貸出稟議・申請書」を起案する。「貸出稟議・申請書」には、業況悪化等の危機対応貸付けの要件該当性を確認するためのチェックシート、その証拠書類として事業者から受領した試算表、決算書、雇用維持計画書等を添付する。
- ⑤ りん議が通って決裁を得られた場合、「貸出稟議・申請書」に基づいて契約書を作成し、事業者と調印を行い、貸付けを実行する。
- ⑥ 雇用維持利子補給については、貸付日からおおむね6か月後に常時使用する

従業員数の確認（以下「6か月後確認」という。）を実施する。経営支援型利子補給については、貸付け後3年間、半期に1回程度、事業計画の進捗状況を把握して、必要に応じて、適切な経営上の助言等を与える。

図表5 危機対応貸付けの手順



(キ) 危機対応業務における要件確認

通知文等によれば、危機対応貸付けの要件は、危機事象の影響を受けて、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している事業者を対象とすることなどとされている。このため、商工中金は、事業者において、危機事象の影響を受けて売上の減少その他の業況の悪化を来していることを確認するために、事業者から売上高等が記載されている試算表等の提出を受けて、その内容を確認するなどしている。また、雇用維持利子補給においては、(エ) c (a) のとおり、貸付日からおおむね6か月の間に常時使用する従業員数が減少した場合、利子補給を取り消して、貸付けの当初に遡って当該取消分の支払請求を行うこととなっている。このため、商工中金は、雇用維持利子補給を行った事業者に対し、従業員数が減少していないという要件を満たしているか確認するために、従業員数が確認できる資料の提出を受けるなどして、6か月後確認を行っている。

(ク) 商工中金法における政府保有株式の処分方針の推移及び危機対応業務の責務化

商工中金は、政策金融改革において、株式会社化した20年10月からおおむね5年後から7年後までを目途に政府の保有する株式の全部を処分して完全民営化するこ

ととされていた。しかし、いわゆるリーマン・ショックの影響を受けて行われた21年6月の商工中金法の改正により完全民営化の起算点が24年4月となり、さらに、東日本大震災の影響を受けて行われた23年5月の商工中金法の改正により起算点が27年4月となって、完全民営化の時期が延期された。そして、27年5月の商工中金法の改正により、危機対応業務を商工中金の責務とすることが明文化され、政府は、当分の間、商工中金が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならないとされ、株式処分の時期については、「できる限り早期に」とされた。このため、商工中金の完全民営化の時期は明確でなくなった（図表6参照）。

図表6 商工中金法における政府保有株式の処分方針の推移

平成20年 商工中金法施行	21年 商工中金法改正	23年 商工中金法改正	27年 商工中金法改正
・政府は、20年10月からおおむね5年後から7年後までを目途として全部処分する	・政府は、24年3月まで処分しない ・政府は、24年4月からおおむね5年後から7年後までを目途として全部処分する	・政府は、27年3月まで処分しない ・政府は、27年4月からおおむね5年後から7年後までを目途として全部処分する	・政府は、当分の間、必要な株式を保有していなければならない ・政府は、できる限り早期に全部処分する

(2) 危機対応業務の要件確認における不正事案の判明及びその後の対応等

ア 不正事案の判明等

28年11月22日、商工中金は、鹿児島支店が行った危機対応貸付けにおいて、事業者が危機事象の影響を受けていることを確認する際に、一部の職員が事業者から受領した試算表等を自ら書き換えて対応した事態が判明したことや、これらの貸付けについて危機対応業務の要件に該当しない可能性があることなどを公表した。

その後、監査部による特別調査により鹿児島支店での不正の規模が大きいことが明らかになったことから、商工中金は、調査の客観性、中立性及び専門性を確保してこの事態を調査するために、同年12月12日付けで「危機対応業務にかかる第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を設置した。

イ 第三者委員会の調査報告書

第三者委員会は、商工中金の経営から独立した立場で公正かつ客観的な調査を実施するため、商工中金と利害関係のない3名の弁護士を委員として設置された。そして、第三者委員会は、調査担当弁護士6名を指名するとともに、商工中金の職員、弁

護士等69名の調査補助者を置いて調査を実施した。

商工中金は、鹿児島支店で判明した事態を受けて、第三者委員会による調査に先行又は並行して監査部による特別調査等の社内調査を行っていた。そして、第三者委員会は、当該社内調査の手法及び結果について商工中金から逐一報告を受けており、一定程度の信頼性が認められると判断したことから、商工中金が調査した「貸出稟議・申請書」等を必要に応じて取り寄せて適切性を検証した上で、不正の認定に有効活用することとしたとしている。

このように、第三者委員会は、商工中金による社内調査も活用して、危機対応業務が開始された20年10月から29年2月までの間に商工中金が実施した危機対応貸付け220,945件から抽出した27,934件（全件の12.6%）を対象に調査を行った。その結果、第三者委員会は、27,934件の危機対応貸付けのうち760件で不正が行われており（不正数^(注3)816件）、760件のうち、危機対応貸付けの要件を充足していないものが348件（760件のうち残りの412件については、書類の改ざんなどの不正は行われていたものの、実際に事業者における売上げが減少していたり、従業員数が減少していなかったりなどして、危機対応貸付けの要件を充足していることが確認されている。））、当該貸付けに係る貸付金額が198億2391万余円、受領済利子補給金額が1億3069万余円であること、事業者が試算表を保管していなかったり、事業を停止していたりなどして確認が困難であり、不正の疑義が払拭できなかったものが141件あったことなどを記載した調査報告書を29年4月25日に取りまとめた。そして、商工中金は、同日にこの調査報告書を公表した。

調査報告書には、不正の例として、売上げの減少その他の業況の悪化を来していることを確認するために事業者から受領した試算表を商工中金職員が改ざんしていたことや、雇用維持利子補給を行っている危機対応貸付けにおいて、従業員数が減少していないことを確認するために事業者から受領した根拠資料に記載されていた従業員数を商工中金職員が改ざんしていたことなどが記載されている。また、鹿児島支店での不正の公表前にも、池袋支店において試算表の自作・改ざんがあったことを商工中金において把握していたことが記載されている。池袋、鹿児島両支店の事態に関する記載の概要等は次のとおりである。

(注3) 1件の貸付けにおいて複数の不正が行われているものがあるため、不正数が貸付件数を上回っている。以下同じ。

(7) 池袋支店の事案と隠蔽

池袋支店の自店監査（後述3(2)ウ(ウ) b (b)参照）において、26年12月19日に、会計事務所が異なるのに試算表の様式が同一であるなどの不自然な点が発見された。このため、池袋支店の営業担当者が試算表の自作・改ざんを行っていたとの疑いがあったことから、池袋支店が調査を実施し、その結果、営業担当者等4名が試算表の自作・改ざんを認めた。

これを受けて監査部は、26年12月25日から27年1月16日までの間に特別調査を実施したが、池袋支店の上記の4名が担当した110件の危機対応貸付けについて、試算表の自作・改ざんが行われた疑義があることを把握しながら、上記の4名が事業者からの聴取に基づき試算表を作成していたものであり、不正は認められず、不祥事性は見られないとして、単なる内部規定違反として処理していた。また、危機対応業務の統括部署である組織金融部は、池袋支店に対して、上記110件に係るりん議決裁時点の書類を差し替えさせた（以下、これらの事案を「池袋事案」という。）。

池袋事案は、第三者委員会の調査報告書によって初めて公表されたものであり、当該調査報告書においては、上記110件のうち106件について不正が認められたことなども記載されている。

(イ) 鹿児島支店の事案

鹿児島支店において、28年10月24日に、危機対応貸付けのりん議の過程で、同支店の次長が、「貸出稟議・申請書」に添付されていた試算表に自作の疑いがあるとして「貸出稟議・申請書」を差し戻した。そして、担当課長が課員全員に確認したところ、複数の危機対応貸付けにおいて事業者から受領している試算表と異なる様式の試算表があることが判明した。この報告を受けた監査部が同月27日から同年12月9日までの間に鹿児島支店に対する特別調査を行うとともに、商工中金は、同年11月22日に、鹿児島支店が行った危機対応貸付けについて、事業者が危機事象の影響を受けていることを確認する際に、一部の職員が事業者から受領した試算表等を自ら書き換えて対応した事態が判明したことなどを公表した（以下、これらの事案を「鹿児島事案」という。）。

当該調査報告書によると、鹿児島支店において不正が多発した要因の一つとして、24年7月に赴任した支店長が、支店業績達成のプレッシャーを職員に対して過

度に与えたことが挙げられている。

ウ 商工中金に対する29年5月9日付けの業務改善命令及び主務省検査

第三者委員会による調査結果を踏まえた商工中金からの報告等を受けて、29年5月9日、危機対応円滑化業務の主務大臣は、日本公庫法第24条の規定に基づき、商工中金に対して、第三者委員会による調査未実施分の危機対応貸付けについて、外部の専門家のチェックを受けることなどにより客観性を十分に確保した調査を継続するとともに、その調査結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定することなどを内容とする業務改善命令を発出した。また、同日、商工中金法に基づく主務大臣である財務大臣及び経済産業大臣並びに一部の事項についての主務大臣である内閣総理大臣からその権限を委任されている金融庁長官（以下、これらを合わせて「商工中金の主務大臣等」という。また、財務省、経済産業省及び金融庁を合わせて「商工中金の主務省」という。）は、商工中金法第59条の規定に基づき同内容の業務改善命令を発出した。そして、同月24日、危機対応円滑化業務の主務省及び商工中金の主務省は合同で商工中金に対する立入検査に着手した。

商工中金は、同年6月9日、第三者委員会による調査未実施分の危機対応貸付けの調査完了を同年9月末に見込むなどとする作業工程及び業務の改善計画を危機対応円滑化業務の主務大臣及び商工中金の主務大臣等に提出するとともに、その内容を公表した。

エ 商工中金の調査報告書

商工中金は、第三者委員会の調査報告書を受けて、29年4月25日に代表取締役社長直轄の危機対応業務等改革本部を設置した上で、ウの業務改善命令に従い、第三者委員会による調査未実施分の危機対応貸付けの全体について外部の専門家のチェックを受けるなどにより客観性を十分に確保して調査を継続することとした。

商工中金は、28年10月の不正事案発覚以降、新たな不正事案の発生を防ぐため、当座の対策として、事業者からの受領資料に事業者と営業店の管理職が押印することとしたり、28年12月以降に行う危機対応貸付けに関しては本店に新たな専担部署である危機対応業務管理室（29年10月25日以降は危機対応業務部）を設置して、新規に行う危機対応貸付け全件の要件適合性の確認を本店で行ったりするなどの再発防止策を講じていたことから、調査対象を、28年11月30日までに実施した危機対応

貸付け219,923件のうち、第三者委員会による調査済みの27,896件を除いた192,027件とした。そして、外部専門家約120名、本店職員約290名、営業店の管理職等約330名、合計740名超の体制で調査を実施した。その後、調査の過程で、調査に携わっていた職員の一部に、過去、危機対応貸付けに係る不正に関与した職員がいることが判明したことなどから、第三者委員会による調査済みの危機対応貸付けの一部を含めて必要な再調査を行った（以下、これらの調査を「継続調査等」という。）。

その結果、商工中金は、第三者委員会の調査分を含め、上記219,923件の危機対応貸付けのうち4,609件で不正が行われており（試算表等に係る不正数2,306件、雇用維持利子補給に係る不正数2,496件、不正数計4,802件）、4,609件のうち、要件充足が確認できなかった危機対応貸付け（以下「要件非該当貸付け」という。）が3,255件、3,255件に係る受領済利子補給金額が869百万円であることや、判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった危機対応貸付けが7,569件あることなどを記載した調査報告書を29年10月25日に危機対応円滑化業務の主務大臣及び商工中金の主務大臣等に提出するとともに、その内容を公表した。この調査報告書には、危機対応貸付け以外の貸付けに関する不正や、商工中金が毎月公表している「中小企業月次景況観測」の調査票の自作等の事態が新たに判明したことなども記載されている。

そして、不正の根本原因として、次のような点があったことが記載されている。

- ① 公的金融である危機対応業務を主要な業務と位置付けて事業規模を維持することを企図し、営業店業績評価（後述3(2)ウ(イ) a 参照）に組み込むことで過度な業績プレッシャーをかけたこと
- ② 民業補完としての役割がある危機対応業務を、一般の金融機関との競争上優位性のあるツール（「武器」）として認識し、収益等の維持・拡充に利用するなどして過度に推進したこと
- ③ 経営陣等において、職員に対して制度趣旨の徹底等の働きかけをすべきところ、形式的又は表面的に要件に該当させる運用を^{しようよう}慫慂したり黙認したりしてきたことにより、コンプライアンス意識の低下を招いたこと
- ④ 経営上の重要事項が非公式の関係役員会で決定され、社外役員によるけん制機能を含め、取締役会の機能が十分に発揮されていないなどして、ガバナンス態勢が欠如しており、また、池袋事案では、経営陣も深く関与する中で、問題の重大性を薄めて処理していたこと

オ 商工中金に対する29年10月25日付けの業務改善命令及び商工中金による業務の改善計画

ウの立入検査の結果や商工中金の調査報告書等を受けて、29年10月25日、危機対応円滑化業務の主務大臣は、日本公庫法第24条の規定に基づき、商工中金に対して、次の①から④までの観点も含め、法令等遵守態勢、経営管理態勢、内部管理態勢等を抜本的に見直すことや、①から④までに係る業務の改善計画を策定することなどを内容とする業務改善命令を発出した。

- ① 問題発生時以降現在に至るまでの役職員の責任の所在の明確化
- ② 監査機能の強化及び組織運営の適正化を含む抜本的な再発防止策の策定・実行
- ③ いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定・実行
- ④ 取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築

また、同日、商工中金の主務大臣等は、商工中金法第59条に基づき同内容の業務改善命令を発出した。

そして、商工中金は、同日、前記のうち①及び②に係る業務の改善計画を危機対応円滑化業務の主務大臣及び商工中金の主務大臣等に提出するとともに、その内容を公表した。

カ 商工中金の在り方検討会による提言

不正事案を受け、経済産業省は、有識者による商工中金の在り方検討会（以下「在り方検討会」という。）を設置した。在り方検討会は、29年11月から30年1月にかけて7回開催され、商工中金のビジネスモデルの在り方、危機対応業務の見直し、ガバナンスの徹底強化等について検討を行った。そして、同月に提言を取りまとめて、経済産業省がこれを公表した。提言の主な内容は次のとおりである。

- ① 商工中金の昨今のビジネスモデルは、危機対応業務に依拠してきたところが大きく、今回の不正事案は、地域金融のマーケットが飽和状態にある中で、従前からのビジネスモデルに限界が生じていたことの証左でもある。そこで、今後、商工中金は、他の金融機関と差別化を図るため、生産性が低く、経営改善、事業再生、事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしている中小企業を支援する分野への取組に全面注力し、当該分野で適正な収益を得るビジネスモデルを構築すること
- ② 商工中金は、現行の危機対応業務から災害対応を除き全面撤退し、政策目的を

「真の危機時における流動性供給」に絞り込み、また、武器として認識されていた利子補給について、災害時等に極めて限定的に適用することとしたり、危機対応準備金について、今後の危機対応貸付残高の減少を踏まえて適正な水準を検討したりなどして抜本的に見直すこと

- ③ 商工中金は、代表取締役や過半以上の社外取締役等を含めて外部人材を積極登用して経営体制の刷新を図ること
 - ④ 4年後に、①のビジネスモデルが確立されたかどうかの徹底検証及び②の危機時の対応の検証・検討を踏まえて、商工中金の完全民営化の実行を判断すること
- 商工中金は、この提言を踏まえ、前記29年10月25日付けの業務改善命令のうち③及び④に係る業務の改善計画を策定して、30年5月22日に危機対応円滑化業務の主務大臣及び商工中金の主務大臣等に提出するとともに、その内容を公表した。

これらの不正事案に関する主な動きは、図表7のとおりとなっている。

図表7 不正事案に関する主な動き（平成30年5月22日まで）

年月日	事項
平成27年1月16日	商工中金本部は、池袋支店における試算表の自作・改ざんを把握しながら、不祥事性は見られないなどとして処理
28年11月22日	商工中金が、鹿児島支店が行った危機対応業務において不適切な手続による貸付けが行われたことが判明したことなどを公表
28年12月12日	商工中金が第三者委員会を設置（公表は28年12月20日）
29年4月25日	商工中金が、第三者委員会の調査報告書を公表
29年5月9日	4大臣等（金融庁長官、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）が商工中金に対して業務改善命令を発出
29年5月24日	4省庁（金融庁、財務省、農林水産省及び経済産業省）が商工中金に対する立入検査に着手
29年6月9日	商工中金が、29年9月末までに第三者委員会による調査未実施分の危機対応貸付け全件の調査を終了すると作業工程や業務の改善計画を4大臣等に提出、公表
29年10月25日	商工中金が危機対応貸付け全件の調査結果等を記載した調査報告書及び業務の改善計画を4大臣等に提出、公表 4大臣等が商工中金に対して業務改善命令を発出
29年11月17日 ～30年1月11日	在り方検討会開催（全7回）
30年1月11日	経済産業省が、在り方検討会の提言を公表
30年3月26日	商工中金が、調査報告書公表以降の追加調査の結果を公表
30年4月19日～	商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会開催（30年5月22日までに計4回開催）
30年5月22日	商工中金が、ビジネスモデル等に係る業務の改善計画を4大臣等に提出、公表

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

危機対応円滑化業務の主務省において危機事案の認定、継続及び解除が適切に行われなかったり、指定金融機関が危機対応業務の要件を満たしていない事業者に対して危機対応貸付けを行ったりした場合は、危機によって事業者が受けた被害に対処するために行う危機対応業務の制度の趣旨を逸脱することになる。また、日本公庫が危機対応円滑化業務において指定金融機関である商工中金へ損害担保契約に基づく補償金の支払、利子補給金の支給等を行うために、国が日本公庫に多額の出資等の財政措置等を行っており、危機対応業務においては、指定金融機関による多数の危機対応貸付けが行われていることから、上記の場合は国の財政負担を増加させるおそれがある。

そこで、会計検査院は、法規性、経済性、有効性等の観点から、危機対応円滑化業務の主務省は危機事案の認定、継続及び解除並びに危機対応業務の制度運営を適切に行っているか、商工中金による危機対応業務における不正等の要因は何か、商工中金は危機対応貸付けの審査を適切に行ってきたかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、^(注4)商工中金本店及び15支店、金融庁、財務省、農林水産省、中小企業庁、日本公庫本店並びに^(注5)政投銀本店及び6支店において、20年度から29年度までの間に国が行った危機対応業務に係る財政措置等、日本公庫が行った危機対応円滑化業務、指定金融機関が行った危機対応貸付け等を対象に会計実地検査を行った。このうち、^(注6)商工中金本店及び10支店からは、雇用維持利子補給に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。また、政投銀本店及び6支店においては、商工中金が行った危機対応貸付けとの相違点について分析するなどして検査した。

さらに、533金融機関（銀行120行、信用金庫264金庫、信用組合149組合）に対して、商工中金における危機対応業務等に関するアンケート調査を実施した。

(注4) 15支店 札幌、新宿、東京、池袋、横浜、長野、熱田、津、大阪、堺、神戸、岡山、高松、福岡、鹿児島各支店

(注5) 6支店 北海道、東北、東海、関西、中国、四国各支店

(注6) 10支店 東京、長野、熱田、津、大阪、堺、神戸、岡山、福岡、鹿児島各支店

3 検査の状況

(1) 危機認定、国の財政措置等

ア 危機認定等

危機対応円滑化業務の主務省は、危機認定に当たり、自然災害に関する事案については、都道府県知事が災害救助法等を適用したもののうち、中小企業者等への影響が認められたものを認定し、「円高等対策特別相談窓口」等の経営環境変化に対応する事案等（以下「経済関連」という。）については、外的要因による売上の減少、利益率の悪化等を背景に中小企業の資金繰りに支障を来している又は来すおそれがあるものを、被害状況の分析や中小企業団体等の要望、国の経済対策等を踏まえて認定することとしている。また、危機事案については、半期（4月及び10月）に1回、定例の見直しを行い、①直近6か月の貸付けの実績の有無、②危機認定からの経過期間、③政策的な必要性等を総合的に検討した上で継続又は解除を判断することとしている。

そして、危機認定に当たっては、一般の金融機関が通常の場合では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難であることが要件の一つになっている。これについて、危機対応円滑化業務の主務省は、「一般の金融機関」とは政府系金融機関を除いた民間金融機関のことであり、債務者の信用状況、担保の状況、貸付け等の期間等を考慮しつつ、一般の金融機関が通常の場合で行う上で決定される金利や融資期間等の条件では、危機による信用リスクの上昇等のため、貸付け等に応じることが困難な状況であることを意味するとしているが、個別の案件ごとの貸付け等の条件に着目したものではないとしている。

(注7)

そこで、「円高等対策特別相談窓口」等の7危機事案について、危機認定に当たっての危機対応円滑化業務の主務省における検討状況を確認したところ、経済関連については、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議の決定事項を踏まえたり、危機事象により見込まれる具体的な影響を検討したりなどして危機認定を行っていた。しかし、危機認定の要件である「一般の金融機関が通常の場合では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難」であることについては、「自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口」事案では一般の金融機関から聞き取りを行うなどして実際に貸付け等を行うことが困難な状況であることを調査していたものの、それ以外の危機事案では、危機事象による中小企業への資金繰りへの影響を確認するにとどまっていた。また、危機認定の継続に際しても、一般の金融機関の貸付けの状況等について一般の金融機関からの

聞き取りによる調査は行っていなかった。

(注7) 7危機事案 円高等対策特別相談窓口、東日本大震災に関する事案、原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口、デフレ脱却等特別相談窓口、平成27年台風第21号に係る災害、平成28年熊本地震による災害に関する事案及び自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口

なお、533金融機関に対して実施した2(2)の危機対応業務等に関するアンケート調査（回答数420、回答率78.7%）において、この点に関して、危機対応貸付けの在り方及び見直しについての質問を行っている。当該質問に対する回答では、図表8のとおり、危機対応貸付けの在り方について、「廃止すべきである」とした回答は39件（9.2%）であった。一方、存続すべきであるとした回答をみると、「現状のまま存続すべきである」が67件（15.9%）、「見直しを行った上で存続すべきである」が227件（54.0%）となっていて、存続すべきであると回答した金融機関のうち、大半の金融機関は見直しを行う必要があるとしていた。

図表8 危機対応貸付けの在り方についてのアンケート調査の結果

(単位:件)

質 問	回 答		
	選 択 肢	回答数	割合
危機対応融資の在り方についてご意見を教えてください。	廃止すべきである	39	9.2%
	現状のまま存続すべきである	67	15.9%
	見直しを行った上で存続すべきである	227	54.0%
	分からない	68	16.1%
	無回答	19	4.5%
計		420	

(注) 本文中の「危機対応貸付け」については、アンケート調査では「危機対応融資」としている。

そして、「見直しを行った上で存続すべきである」と回答した227金融機関に対して、どのような見直しを行うべきであると考えているか調査したところ、図表9のとおり、危機認定を厳格に行うべきであるとした回答が190件（「見直しを行った上で存続すべきである」と回答した金融機関の83.7%）、危機認定の解除を厳格に行うべきであるとした回答が48件（「見直しを行った上で存続すべきである」と回答した金融機関の21.1%）などとなっていて、危機認定についての意見が多数を占めていた。

図表9 危機対応貸付けの見直しについてのアンケート調査の結果

(単位:件)

質 問	回 答		
	選 択 肢	回答数	割合
(危機対応融資の在り方について「見直しを行った上で存続すべきである」と回答された場合にお聞きします。) 具体的にどのような見直しを行うべきとお考えですか。 <複数回答可>	危機事象の認定を厳格に行う	190	83.7%
	危機事象の認定の解除を厳格に行う	48	21.1%
	危機事象の認定の期間を短縮化する	21	9.2%
	指定金融機関に対するツーステップ・ローンの取扱いを行わない	9	3.9%
	指定金融機関に対する損害担保の取扱いを行わない	5	2.2%
	指定金融機関に対する利子補給の取扱いを行わない	29	12.7%
	その他	12	5.2%
	無回答	3	1.3%
計		317	

注(1) 当該質問は、複数の回答をすることが可能な質問であるため、割合を計算する際には、回答した金融機関数の227を分母としている。

注(2) 本文中の「危機対応貸付け」については、アンケート調査では「危機対応融資」としている。

注(3) 本文中の「危機認定」については、アンケート調査では「危機事象の認定」としている。

危機認定に際しては緊急性を要することから、一般の金融機関の貸付け態度や危機事象の影響を受ける事業者の資金繰りの状況等について十分に調査を行うことが困難な場合もあると考えられるが、可能な限り調査を行った上で的確に判断する必要がある。また、危機認定の継続に際しては、継続の必要性等について十分な調査を行った上で的確に判断する必要があると認められる。

なお、危機対応円滑化業務の主務省は、在り方検討会の提言を受けて、今後は、激甚災害であって特に中小企業への影響が大きい場合や、突発的事象によって全国的な信用収縮が生じている場合に限定するなどして危機認定を行い、認定期間も1年を原則とすることなどとしている。また、こうした見直し後の危機対応業務の状況についても、在り方検討会の提言を踏まえて30年3月に設置された「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」が定期的にモニタリングを行うこととなっている。

イ 国から日本公庫への財政措置等

危機対応円滑化業務の主務省は、大規模な危機事案に係る損害担保の補償料の引下げ、利子補給金等の原資として、図表10のとおり、日本公庫の危機対応円滑化業務勘定に対して29年度末までに計9693億余円を出資している。また、災害事案において想定される損害担保の補償料引下げなどの原資として、図表11のとおり、日本公庫に対して29年度末までに補給金計28億余円を交付するとともに、危機対応円滑化業務に要する経費の原資として、図表12のとおり、29年度末までに補助金計15億

余円を交付している。さらに、ツーステップ・ローンによる貸付けに要する資金の原資として、図表13のとおり、財政融資により計8兆3615億余円を日本公庫に対して29年度末までに貸し付けている。

図表10 日本公庫への出資の実績

(単位：百万円)

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
財 務 省	5,237	218,232	—	17,190	18,690	—	—	—	—	—	259,349
農林水産省	168	136	136	465	915	68	68	68	68	68	2,160
経済産業省	—	115,200	—	9,830	—	—	—	—	—	—	125,030
中小企業庁	26,146	130,392	10,021	251,100	91,500	37,000	24,900	—	11,800	—	582,859
計	31,551	463,960	10,157	278,585	111,105	37,068	24,968	68	11,868	68	969,398

図表11 日本公庫への補給金の交付実績

(単位：百万円)

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
中小企業庁	158	223	348	538	454	432	298	192	118	87	2,852

図表12 日本公庫への補助金の交付実績

(単位：百万円)

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
財 務 省	30	59	62	57	62	62	59	68	62	61	585
農林水産省	20	39	41	38	41	41	39	45	41	40	390
中小企業庁	30	59	62	57	62	62	59	68	62	61	585
計	82	157	166	153	166	166	158	181	167	163	1,562

図表13 日本公庫への貸付実績

(単位：百万円)

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
財政融資	1,130,300	3,529,446	405,281	1,153,490	733,764	559,379	130,000	105,200	529,200	85,444	8,361,504

ウ 主務省による監督等

商工中金法第58条には、商工中金の主務省が立入検査権限を有することが規定されている。

また、日本公庫法第24条には、危機対応円滑化業務の主務大臣は指定金融機関に対して危機対応業務に関する必要な命令をすることができることが、日本公庫法第59条第2項には、危機対応円滑化業務の主務省が指定金融機関への立入検査の権限を有することがそれぞれ規定されている。

商工中金に対する立入検査は、図表14のとおり、20年10月の商工中金の株式会社化以降、計5回実施されてきた。このうち4回の検査は、複数の主務省により合同で行われたが、主務省ごとの明確な役割分担は設けていなかったとしている。なお、計5回の立入検査のうち直近の2回は鹿児島事案の判明後に行われていた。

図表14 商工中金に対する立入検査の実施状況（商工中金の株式会社化以降）

検査期間	実施根拠	実施省庁名
平成22年4月～7月	日本公庫法	財務省 農林水産省 中小企業庁
24年11月～25年1月	商工中金法	金融庁
27年12月～28年6月	商工中金法 日本公庫法	財務省 農林水産省 中小企業庁
28年12月～29年1月	商工中金法	財務省 中小企業庁
29年5月～10月	商工中金法 日本公庫法	金融庁 財務省 農林水産省 中小企業庁

日本公庫は、商工中金に対する検査や監督の権限を有していないことから、商工中金に対する立入検査を行うことはできない。一方で、日本公庫は、協定書に基づき、商工中金からの申請に応じて、資金の貸付け、損害担保契約に基づく補償金の支払及び利子補給金の支給を行うこととしており、補償金の支払については、商工中金から支払請求を受けた際に、審査を行っている。

なお、日本公庫法第23条の規定により、商工中金は、指定金融機関として、危機対応業務について、必要な帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することとなっていて、協定書の規定により、日本公庫は、当該帳簿をその保管場所において閲覧することができることとなっている。ただし、当該帳簿には個々の危機対応貸付けにおける要件を確認するための書類は含まれていないことから、日本公庫は、29年度末時点までにこの閲覧を実施したことはないとしている。

(2) 危機対応業務の実施状況

ア 危機対応貸付けの実績

(ア) 貸付実績及び貸付残高の推移

商工中金の行った危機対応貸付けの貸付実績及び貸付残高の推移をみると、図表15のとおり、世界的な金融危機や景気後退の影響を受けて21、22両年度に年間2兆円を超える危機対応貸付けが行われ、貸付残高も24年度末には4兆円を超える規模となっている。そして、26年度以降、危機対応貸付けの貸付件数及び貸付金額は年々減少してきているが、29年度末でもなお1兆8000億円を超える規模の貸付残高となっていて、同時点における危機対応貸付けを含めた商工中金の全体の貸

付残高である8兆6481億余円の2割程度を占めている。

図表15 危機対応貸付けの貸付実績及び貸付残高の推移

(単位：件、億円)

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
貸付件数	5,908	31,336	36,288	31,665	27,927	28,203	25,383	23,423	11,472	1,967	223,572
貸付金額	3864	2兆3280	2兆1110	1兆7782	1兆5298	1兆4332	1兆2384	1兆0775	5478	892	12兆5198
年度末 貸付残高	3845	2兆3015	3兆3446	3兆9510	4兆1527	4兆0249	3兆6865	3兆3829	2兆6700	1兆8076	

(イ) 危機事案の分類別の実績

商工中金が、危機対応業務が開始された20年度から29年度までの間に行った危機対応貸付けについて、東日本大震災及び熊本地震を除く自然災害に関する事案（以下「災害関連」という。）、経済関連並びに経済関連の側面も有する東日本大震災関連及び熊本地震関連に分類して、これらのそれぞれの構成比をみると、図表16のとおり、災害関連は件数で63件（0.02%）、金額で24億余円（0.01%）、東日本大震災関連及び熊本地震関連は件数で39,445件（17.64%）、金額で2兆2532億余円（17.99%）にとどまっている一方、経済関連は件数で184,064件（82.32%）、金額で10兆2641億余円（81.98%）と大半を占めており、その貸付規模に大きな差異が見受けられた。

また、東日本大震災関連及び熊本地震関連については、事業所、事業用資産、在庫等に被害を受けたなどの直接被害者又はその直接被害者と相応の取引があり、その影響で売上げが減少しているなどの間接被害者に対して貸付けを行う災害復旧資金と、震災に起因して一時的に売上げが減少しているなどの事業者に対して貸付けを行うセーフティネット資金等に区分されており、図表17のとおり、9割程度がセーフティネット資金等となっていた。

図表16 危機対応貸付けの分類別貸付実績（平成20年度～29年度）

（単位：件、千円）

危機事案の名称	分類	平成20年度～29年度計	
		件数	金額
平成20年岩手・宮城内陸地震災害	災害関連	3	145,000
『安心実現のための緊急総合対策』中小企業金融特別相談窓口	経済関連	357	11,077,000
建築関連中小企業者対策特別相談窓口	経済関連	56	2,167,000
ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口	経済関連	7	309,000
事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口	経済関連	4	300,000
国際的な金融秩序の混乱に関する事案	経済関連	20,096	1,603,738,136
「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口	経済関連	52,624	3,184,453,684
新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口	経済関連	13	844,000
平成21年7月21日からの山口県における大雨災害	災害関連	3	230,000
平成21年7月24日からの福岡県における大雨災害	災害関連	1	4,500
平成21年台風第9号災害	災害関連	2	90,000
口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口	経済関連	32	1,635,000
円高等対策特別相談窓口	経済関連	45,771	2,363,498,880
日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口	経済関連	3	41,500
平成22年10月20日の鹿児島県における大雨災害	災害関連	9	490,000
霧島山(新燃岳)噴火	災害関連	2	200,000
東日本大震災に関する事案	東日本大震災関連 及び熊本地震関連	38,518	2,209,333,811
平成23年台風第12号による災害	災害関連	5	136,500
平成23年タイ洪水被害に関する特別相談窓口	経済関連	31	1,755,000
エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口	経済関連	1	300,000
平成25年7月22日及び7月28日からの大雨等による災害	災害関連	2	80,000
平成26年2月14日からの大雪による災害	災害関連	6	275,000
原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口	経済関連	29,047	1,369,113,961
デフレ脱却等特別相談窓口	経済関連	35,994	1,722,668,165
12月5日からの大雪に係る災害	災害関連	1	10,000
平成27年台風第18号等による大雨に係る災害	災害関連	10	272,000
平成28年熊本地震による災害に関する事案	東日本大震災関連 及び熊本地震関連	927	43,883,548
自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口	経済関連	28	2,256,000
平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	災害関連	8	150,000
平成28年鳥取県中部地震に係る災害	災害関連	3	50,000
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	災害関連	6	343,000
平成29年台風第21号に係る災害	災害関連	2	20,000
計(構成比)		223,572	12,519,870,687
うち経済関連		184,064 (82.32%)	10,264,157,328 (81.98%)
うち災害関連		63 (0.02%)	2,496,000 (0.01%)
うち東日本大震災関連及び熊本地震関連		39,445 (17.64%)	2,253,217,359 (17.99%)

注(1) 本表は、認定された危機事案のうち、平成20年度から29年度までの間において商工中金が取り扱った32危機事案を対象に作成している。

注(2) 経済関連の危機事案に網掛けをしている。

図表17 東日本大震災関連及び熊本地震関連の内訳（平成22年度～29年度）

（単位：件、千円）

分類	件数 (構成比)	金額 (構成比)
災害復旧資金	4,668 (11.83%)	230,891,584 (10.24%)
セーフティネット資金等	34,777 (88.16%)	2,022,325,775 (89.75%)
計	39,445	2,253,217,359

(ウ) 損害担保の応諾及び補償金支払の実績

日本公庫の商工中金への損害担保の応諾及び補償金支払の実績についてみると、図表18のとおり、日本公庫が応諾した金額は29年度末までの累計で11兆3498億余円、日本公庫が支払った補償金の額は同1038億余円となっている。

図表18 日本公庫の商工中金への損害担保の応諾及び補償金支払の実績

(単位：件、億円)

年 度		平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
応諾	件数	5,772	26,333	34,002	31,492	27,644	28,100	25,381	23,423	11,471	1,967	215,585
	金額	3446	1兆5488	1兆8904	1兆7378	1兆4702	1兆4093	1兆2342	1兆0775	5473	892	11兆3498
補償金 支払	件数	—	62	183	302	497	636	581	688	472	588	4,009
	金額	—	21	64	93	149	170	138	139	125	136	1038

(エ) 利子補給金の支給実績

日本公庫が商工中金に支給した利子補給金の額は、図表19のとおり、29年度末までの累計で577億余円となっている。

図表19 日本公庫が商工中金に支給した利子補給金の額

(単位：百万円)

平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
180	1,602	6,179	9,550	11,330	10,836	5,427	12,624	57,732

一方、商工中金は、補給金方式へと変更された後は、日本公庫から支給された利子補給金を滞留させることなく、事業者に対して利子補給を行っていたが、ウ(エ) b に後述するとおり、28年11月の鹿児島事案の公表後に日本公庫からの支給が停止された以降は、29年度に支給が再開されるまでの間、事業者に対して立替えなどによる利子補給を継続していた。

イ 不正事案に係る会計検査院の検査

1(2)イのとおり、28年11月に鹿児島事案の公表後、同年12月に設置された第三者委員会が調査を行った。そして、第三者委員会の調査報告書公表後、主務省は立入検査を行い、また、商工中金も継続調査等を行った。

会計検査院は、図表20のとおり、鹿児島事案の公表後、上記の各調査等と並行して不正事案に係る会計実地検査を行った。検査に当たっては、商工中金本店及び(注8)12支店で行われた危機対応貸付けから、第三者委員会により不正が行われていたと判定されたもの及び不正の疑義が払拭できなかつたとされたものや、会計実地検査と並行して行われていた商工中金の調査により抽出時点で不正の疑義があるとされ

ていたものを除外した上で、利子補給が適用されているものなどを中心に計876件（貸付金額計691億2144万円、利子補給見込総額計8億9423万余円）の危機対応貸付けを抽出して検査した。また、商工中金の調査報告書が公表される直前に、札幌、高松両支店において、商工中金が不正の疑義がないとしていた危機対応貸付けから計141件（貸付金額計101億8700万円、利子補給見込総額計1億2909万余円）を抽出して会計実地検査を行った。さらに、商工中金の調査報告書の公表後に長野支店において会計実地検査を行った（長野支店における会計実地検査については後述ウ(ウ) c (b)参照）。

(注8) 12支店 新宿、東京、池袋、横浜、熱田、津、大阪、堺、神戸、岡山、福岡、鹿児島各支店

上記の本店及び12支店において検査したところ、新宿、池袋、福岡、鹿児島各支店の計21件において、事業者から受領した試算表に記載されている売上総利益や従業員数の増減に不自然な点があるなど、不正が行われていた可能性がある事態が見受けられたことから、会計検査院は、商工中金に対して詳細な調査を求めるとともに、商工中金を通じて事業者から根拠資料の再提出を求めてその内容を確認するなどした。商工中金はこれらを踏まえて継続調査等を行い、その結果、新宿、池袋、鹿児島各支店における計13件について、図表21のとおり、商工中金の調査報告書において不正があると判定された（試算表等に係る不正2件、貸付金額計1億5000万円、共に要件非該当貸付けである2件に係る日本公庫からの支給済利子補給金額計161万余円、雇用維持利子補給に係る不正11件、11件のうち要件非該当貸付け10件に係る日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額計202万余円）。なお、このほかの計8件については、事業者から資料を再受領することができなかつたなどのため確認が行えず、判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかつたとされた（これら8件のうち、要件非該当貸付け6件に係る日本公庫への利子補給金返還額229万余円）。

商工中金の調査報告書において不正があると判定された上記の13件のうち、鹿児島支店における雇用維持利子補給に係る5件については、いずれも第三者委員会による調査が実施されていて、雇用維持利子補給においては不正がないと判定されていたが、検査したところ、短期間に従業員数が大幅に変動しているなどの不自然な点が見受けられた。商工中金は、同支店が行った危機対応貸付けの大部分について、第三者委員会による調査に先行して社内調査を行っていたが、従業員数の動きに不

自然な点はないかといった従業員数の連続性に着眼した調査を行っておらず、第三者委員会はその調査結果を活用して調査報告書を取りまとめていた。そして、商工中金は、同支店以外の一部の支店でも同様の状況が見受けられたことから、この着眼点から改めて2,681件について調査を行い、その調査結果について自らの調査報告書に反映させた。

また、札幌、高松両支店において検査したところ、図表21のとおり、両支店において1件ずつ不正が行われていた可能性がある事態が見受けられたことから、会計検査院は、前記の21件と同様に、商工中金に対して詳細な調査を求めるとともに、商工中金を通じて事業者から根拠資料の提出を求めてその内容を確認するなどした。これらの事態については、29年10月の商工中金の調査報告書の公表には間に合わなかったことから、当該調査報告書には反映されていないが、商工中金は、これらの2件に関連した追加調査を実施しており、その結果、不正が行われていた危機対応貸付けの件数が、商工中金の調査報告書で公表された4,609件（不正数4,802件）から、これらの2件（共に要件非該当貸付け。試算表等に係る不正1件、貸付金額1500万円、日本公庫からの利子補給金の支給なし、雇用維持利子補給に係る不正1件、日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額17万余円）を含めて22件（不正数23件）増加して4,631件（同4,825件）となり、不正の疑義が払拭できなかった貸付けの件数が、7,569件から36件増加して7,605件となったなどとする旨を30年3月26日に公表した。

そして、商工中金は、前記の新宿、池袋、鹿児島各支店及び上記の札幌、高松両支店における、試算表等に係る不正3件及び雇用維持利子補給に係る不正11件、計14件の要件非該当貸付け（試算表等に係る不正3件における貸付金額計1億6500万円、3件のうち日本公庫から利子補給金の支給を受けていた2件における支給済利子補給金額計161万余円、雇用維持利子補給に係る不正11件における日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額計220万余円、合計1億6882万余円）のうち、利子補給金又は雇用維持利子補給金の支給を受けていた計13件に係る支給済額計382万余円について、30年3月までに日本公庫に返還した。

図表20 不正事案に係る会計検査院の検査の実施状況

年月	主な出来事	商工中金による調査等	会計検査院による検査（不正事案発覚後）
平成28年 11月	鹿児島事案公表		
12月	第三者委員会設置	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第三者委員会による調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">継続調査等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">追加調査</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ①新宿、池袋、福岡、鹿児島各支店で、計21件の危機対応貸付けにおいて不正が行われていた可能性がある事態を発見 ②鹿児島支店において従業員数の連続性に着目した調査を実施していないことを発見 ③札幌、高松両支店で1件ずつ、計2件の不正が行われていた可能性がある事態を発見 </div>
29年 1月			
2月			
3月			
4月	第三者委員会の調査報告書公表		
5月	業務改善命令（5月9日付け）		
6月			
7月			
8月			
9月			
10月	商工中金の調査報告書公表 業務改善命令（10月25日付け）	主務省検査	会計検査院による検査
11月			
12月			
30年 1月			
2月			
3月	追加調査結果公表		
4月			長野支店において会計実地検査を実施

【会計検査院による検査が商工中金による調査等に与えた影響】

継続調査等：
 ①継続調査等の結果、会計検査院の検査で不正が行われていた可能性があるとした計21件のうち、不正が13件（試算表等に係る不正2件、貸付金額計1億5000万円、共に要件非該当貸付けである2件に係る日本公庫からの支給済利子補給金額計161万余円、雇用維持利子補給に係る不正11件、11件のうち要件非該当貸付け10件に係る日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額計202万余円）、判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかったものが8件あるとして、商工中金の調査報告書に反映
 ②従業員数の連続性に着目して鹿児島支店等で2,681件の調査を実施し、その結果を調査報告書へ反映

商工中金による追加調査：
 ③追加調査の結果、会計検査院の検査で不正が行われていた可能性があるとした2件（共に要件非該当貸付け。試算表等に係る不正1件、貸付金額1500万円、日本公庫からの利子補給金の支給なし、雇用維持利子補給に係る不正1件、日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額17万余円）を含めて、不正が22件、不正の疑義が払拭できなかったものが36件増加したことを公表

図表21 会計検査院の検査を踏まえた継続調査等により不正が判明したもの

（単位：件、円）

営業店	試算表等に係る不正			雇用維持利子補給に係る不正			計		
	件数	貸付金額	左に係る日本公庫からの支給済利子補給金額	件数	うち要件非該当貸付け		件数	うち要件非該当貸付け	
					件数	日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額		件数	金額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(A)+(D)	(A)+(E)	(B)+(C)+(F)	
新宿支店	1	100,000,000	1,089,839	-	-	-	1	1	101,089,839
池袋支店	1	50,000,000	530,092	6	5	912,967	7	6	51,443,059
鹿児島支店	-	-	-	5	5	1,110,602	5	5	1,110,602
計	2	150,000,000	1,619,931	11	10	2,023,569	13	12	153,643,500
札幌支店	-	-	-	1	1	178,723	1	1	178,723
高松支店	1	15,000,000	-	-	-	-	1	1	15,000,000
計	1	15,000,000	-	1	1	178,723	2	2	15,178,723
合計	3	165,000,000	1,619,931	12	11	2,202,292	15	14	168,822,223

（注）「試算表等に係る不正」については、いずれも要件非該当貸付けである。

これら14件の要件非該当貸付けについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 試算表に係る不正が行われていて、危機対応貸付けの要件を満たしていなかったもの

池袋支店は、平成25年3月、A社が、円高の影響を受けて前期比で売上総利益が減少してい

ることを、A社から受領した24年1月及び25年1月の試算表（損益計算書）で確認したとして、A社に対して危機対応貸付け（貸付金額50,000,000円、支給済利子補給金額530,092円、貸付期間25年3月28日から30年2月28日まで）を行っていた。

しかし、A社から受領したとしている試算表等を確認したところ、売上総利益の増減に不自然な点が見受けられたことなどから、同支店を通じてA社に改めて24年1月及び25年1月の試算表（損益計算書）の提出を依頼してその内容を確認したところ、りん議決裁時に危機対応貸付けの要件を確認するためにA社から受領したとしていた試算表（損益計算書）は、同支店職員がA社の24年1月及び25年1月の試算表（損益計算書）の年度の数字を切り貼りして改ざんしていたものであり、実際にはA社の業況は悪化しておらず、危機対応貸付けの要件を満たしていなかった。

<事例2> 雇用維持利子補給に係る不正が行われていて、その要件を満たしていなかったもの

鹿児島支店は、平成25年10月、B社に対して行った雇用維持利子補給（支給済雇用維持利子補給金額219,318円）の6か月後確認において、B社から受領した根拠資料には「人員」欄に「67」と記載されており（うち従業員数64名）、貸付時点における従業員数60名から増えていたことから雇用維持を確認したとしていた。

しかし、6か月後確認の約2か月後にB社の従業員数が大幅に減少しているなど従業員数の動きに不自然な点が見受けられたことから、同支店を通じてB社に改めて根拠資料の提出を依頼してその内容を確認したところ、「人員」欄には「57」と記載されており、6か月後確認に用いた根拠資料は、同支店職員が数字を切り貼りして「57」を「67」と改ざんしていたものであり、実際にはB社の従業員数は減少していて、雇用維持利子補給の要件を満たしていなかった。

ウ 不正事案の状況

(ア) 年度別、分類別の発生状況

イの、商工中金が30年3月26日に公表した不正が行われていた危機対応貸付け4,631件について、不正の発生状況を分析したところ、図表22のとおり、危機対応業務が開始された20年度から、貸付件数に対する不正が行われた貸付けの比率（以下「不正比率」という。）は低いものの不正が発生しており、その後不正比率は上昇傾向にあって、特に23年度以降に急激に上昇し、25、26両年度に4%台と高くなった後、27年度以降は下降している。また、危機事案の分類別では、災害関連では貸付件数自体が僅かであって、不正事案は発生しておらず、災害復旧資金では不正比率が0.42%となっている一方で、経済関連及びセーフティネット資金等では不正比率が共に2%以上となっている。

商工中金の調査報告書によれば、年度別の発生状況の要因として、23年度に東日本大震災関連において雇用維持利子補給等の新たな利子補給制度の導入に当た

り簡易な要件確認の手続が設定されたことや、25年度は、経営支援型利子補給が加わった際に支店長の専決権限が緩和されたことなどにより不正事案が増加したと考えられるとしている。また、27年度は、「デフレ脱却等特別相談窓口」等における雇用維持利子補給が廃止（28年度途中から再び導入）されたことにより不正事案が減少したなどとしている。

また、災害復旧資金で不正比率が低くなっていることについて、資金使途が災害復旧のための設備資金等とされていることや利子補給の適用対象とするには市町村が発行するり災証明書等を確認することとなっていることから、改ざんなどの不正が行いにくい状況にあったと思料される。

図表22 不正事案の年度別、分類別の発生状況

(上段：貸付件数（件）、中段：不正件数（件）、下段：不正比率)

分類	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
経済関連	5,906 6 0.10%	31,329 38 0.12%	36,161 33 0.09%	558 4 0.71%	21,617 793 3.66%	27,666 1,371 4.95%	25,164 1,119 4.44%	23,291 394 1.69%	8,881 60 0.67%	180,573 3,818 2.11%
災害関連	2 - -	7 - -	11 - -	5 - -	- - -	5 - -	4 - -	9 - -	9 - -	52 - -
東日本大震災関連及び 熊本地震関連	- - -	- - -	116 - -	31,102 571 1.83%	6,310 208 3.29%	532 18 3.38%	215 7 3.25%	123 3 2.43%	776 6 0.77%	39,174 813 2.07%
災害復旧資金	- - -	- - -	116 - -	3,248 18 0.55%	426 - -	125 1 0.80%	63 - -	36 - -	466 - -	4,480 19 0.42%
セーフティネット 資金等	- - -	- - -	- - -	27,854 553 1.98%	5,884 208 3.53%	407 17 4.17%	152 7 4.60%	87 3 3.44%	310 6 1.93%	34,694 794 2.28%
計	5,908 6 0.10%	31,336 38 0.12%	36,288 33 0.09%	31,665 575 1.81%	27,927 1,001 3.58%	28,203 1,389 4.92%	25,383 1,126 4.43%	23,423 397 1.69%	9,666 66 0.68%	219,799 4,631 2.10%

注(1) 平成28年度の貸付件数は、鹿児島事案が公表された11月までの件数である。

注(2) 貸付件数は貸付時点のものである。

(イ) 評価制度

1(2)エのとおり、商工中金の調査報告書には、不正の根本原因の一つとして、公的金融である危機対応業務を主要な業務と位置付けて事業規模を維持することを企図し、営業店業績評価に組み込むことで過度な業績プレッシャーをかけたことが記載されている。そこで、商工中金における評価制度と不正事案の関連性等についてみたところ、次のような状況となっていた。

a 営業店業績評価・表彰制度

営業店業績評価・表彰制度は、商工中金の経営目標を達成するための営業店における業務運営の指針を明示するとともに、安定的な収益基盤の確立等のために、営業店の意識を高め、経営目標達成に向けた努力を促すことを目的とし

たものである。営業店業績評価は半期ごと、表彰制度は原則として年度ごとに実施されている。

(a) 営業店業績評価の概要

営業店業績評価は、営業店の所在地等を勘案して五つ又は六つに分けられた、1グループ当たり15店から20店程度の営業店グループごとに、グループ内での相対評価により行われ、各営業店はA（20%程度）、B上（40%程度）、B下（30%程度）、C（10%程度）の4ランクで評価されるものである。各営業店の評価は、中小企業の企業価値向上に向けた取組状況や地域活性化への貢献の状況等の複数の評価項目によって行われ、業務推進部が、各営業店における評価項目の点数を集計して、代表取締役副社長を議長とする営業推進会議における審議を経て各営業店の最終的な総合評価結果を決定している。

商工中金は、危機対応業務について、国から割り当てられた予算枠等に基づいて商工中金全体の計画額を策定しており、各営業店に対しては、目標ではなく飽くまでも目安としてこの計画額を割り振っていた。しかし、営業店業績評価においては、割り振られた計画額が、達成しなければならない目標として、評価項目の一つに組み込まれていた。また、第三者委員会の調査報告書によれば、計画額の割振りは、「震災にかかる危機（東日本大震災、熊本地震）を除き、原則として営業店の貸出残高を担当地域のマーケット規模であると考えて、これに応じて行われており、当該営業店の担当地域における危機（円高、デフレ等）の影響度は、考慮することは現実的に困難であるとして、考慮されていなかった。」とされていて、このため、営業店において、担当地域における危機事象の影響が軽微であるにもかかわらず、当該営業店の規模に応じて機械的に計画額が割り振られた結果、計画達成に窮する状況が生じていたとされている。

(b) 表彰制度の概要

表彰制度は、個別表彰と総合表彰から構成されている。個別表彰は、地域活性化支援プログラム、人材育成、成長・創業支援プログラム等の取組に優れた営業店を表彰するものであり、総合表彰は、通期の営業店業績評価の結果に個別表彰結果を加味して、優れている営業店等を表彰するものである。

(c) 危機対応業務との関連性

商工中金は、20年10月に危機対応業務を開始するに当たり、危機対応業務については指定金融機関としての初めての業務であることから、内外への普及・周知を行うとともに、取引先の運転資金等の確保に積極的に対応していく必要があるなどとして、既存のセーフティネット貸付の評価項目に含める取扱いとしていた。そして、リーマン・ショックを発端とした景況悪化による事業規模拡大を受けて、迅速な対応を行うべく、その重要性に鑑み、21年度上期から営業店業績評価における独立した評価項目とした。さらに、21年度下期には、制度の普及・周知、事業規模の大幅な拡大や経済環境を踏まえて、取引先の運転資金等の確保に積極的に対応する観点から、危機対応貸付の評点は3点から12点に引き上げられた。

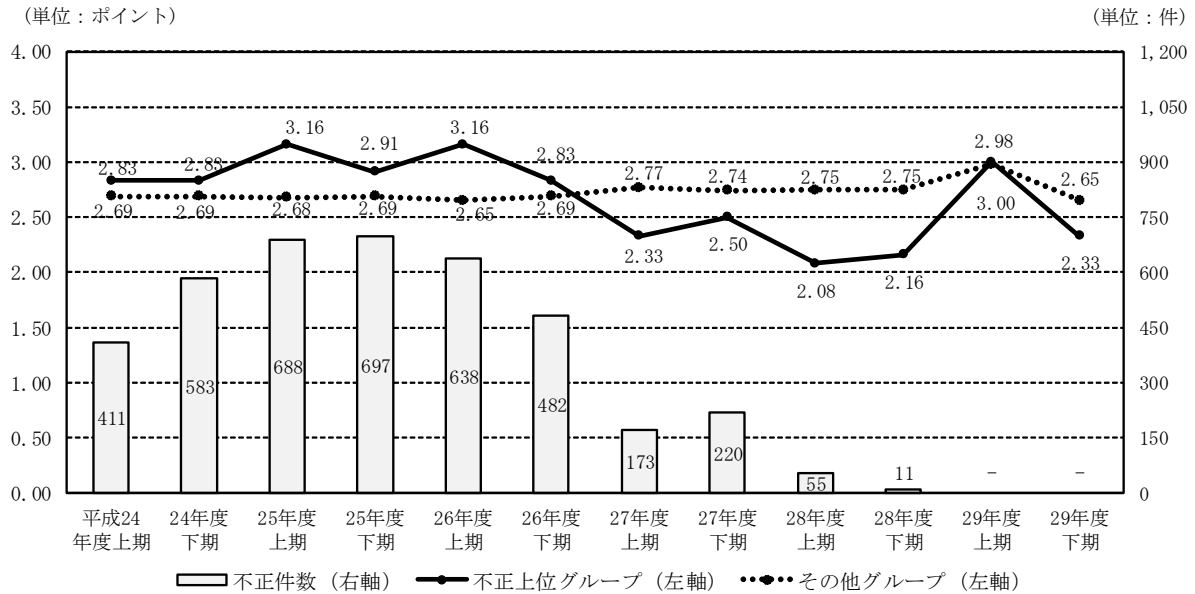
その後、危機対応業務に係る評点は年々引き下げられており、28年度においては1点とされていた。そして、28年11月に公表された鹿児島事案を受けて、危機対応業務は営業店業績評価の対象から除外された。

(d) 不正事案との関連性

(注9)
不正比率が全体の平均不正比率（2.1%）の2倍以上となっている12営業店（以下「不正上位グループ」という。）と、その他の営業店（以下「その他グループ」という。）との営業店業績評価の総合評価結果を比較すると、図表23のとおり、不正事案が多く発生していた25、26両年度において、不正上位グループの総合評価結果がその他グループのそれを上回る状況となっていた。逆に、両年度と比べて不正事案の発生が減少した27年度以降は、不正上位グループの総合評価結果がその他グループのそれをおおむね下回る状況となっていた。

(注9) 12営業店 札幌、さいたま、熊谷、池袋、長野、熱田、奈良、米子、高松、松山、高知、鹿児島各支店

図表23 不正上位グループとその他グループとの総合評価結果の比較



注(1) 総合評価結果を、Aを4ポイント、B上を3ポイント、B下を2ポイント、Cを1ポイントにそれぞれ換算している。
 注(2) その他グループの総合評価結果の算定に当たっては、震災の復旧・復興支援等に取り組むなど、他の営業店とは評価方法が異なる営業店を除いて算定している(平成24年度:2営業店、25年度から28年度まで及び29年度下期:1営業店)。
 注(3) 不正件数には、商工中金が平成30年3月26日に公表した追加の不正件数は含まれていない。

さらに、不正比率の高い上位3営業店について、総合評価結果と不正件数等の推移をみると、図表24のとおり、不正件数が多い期間ほど、おおむね総合評価結果が高い状況となっていた。

図表24 不正比率の高い上位3営業店の総合評価結果と不正件数等の推移

(単位：件、%)

営業店	平成24年度						25年度						26年度					
	上期			下期			上期			下期			上期			下期		
	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率
池袋支店	A	69	22.2	A	100	25.1	A	94	27.2	B上	133	39.7	A	98	32.1	B下	34	18.7
高知支店	B上	6	8.0	B上	24	22.6	A	17	15.7	B上	23	20.5	B上	9	10.4	B上	18	14.7
鹿児島支店	B上	15	8.1	A	33	14.2	A	64	26.6	B上	61	32.2	B上	49	26.2	C	32	18.4
全体		411	3.1		583	3.9		688	4.7		697	5.1		638	5.0		482	3.7

営業店	27年度						28年度					
	上期			下期			上期			下期		
	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率	業績評価	不正件数	不正比率
池袋支店	C	2	1.3	B上	5	2.2	B下	-	-	B下	-	-
高知支店	B上	3	3.0	B下	2	2.4	C	-	-	B上	-	-
鹿児島支店	B下	20	10.5	B上	16	8.6	B上	18	14.1	C	-	-
全体		173	1.4		220	1.8		55	0.7		11	0.2

注(1) 不正比率は、各営業店における半期ごとの危機対応貸付けの総件数に対する不正件数の割合を示している。
 注(2) 不正件数には、商工中金が平成30年3月26日に公表した追加の不正件数は含まれていない。

これらのことから、危機対応貸付けに係る多数の不正を行っていた営業店において、試算表の改ざんなどによって危機対応貸付けの要件に適合しない事業者に危機対応貸付けを行うことなどが、危機対応貸付けの実行額、新規

貸付け及び貸付残高を増加させる手段の一つとなっており、危機対応業務に係る評価項目の点数が高くなることで、相対的に他の営業店よりも総合評価結果が高くなっていたと考えられる。

このように、危機対応業務が営業店業績評価の評価項目に組み込まれたこと、計画額が機械的に割り振られたこと、営業店が実需に沿わない過大な目標として割り振られた計画額を達成し、高い営業店業績評価を得ようとしたことなどが、不正の要因の一つであったと考えられる。

b 人事考課制度

(a) 概要

人事考課制度は、年次考課と賞与考課から構成されている。

年次考課は、支店長及び次長の経営職については、職務遂行能力の発揮度合いだけでなく、経営職という責任の観点から、担当する職務において果たすべき役割の達成度も評価対象としている。また、支店長や次長以外の非経営職については、職務遂行能力の発揮度合いのみを評価対象としている。年次考課の結果は、職員の昇格、昇給、昇進等のための基礎資料とされている。

(注10)

賞与考課は、経営職、非経営職共に、目標管理制度の下で各職員が設定する成果目標を中心に、その達成度を評価するもので、賞与支給額決定のための基礎資料とされている。

(注10) 目標管理制度 組織目標を達成するために、個々の職員が役割責任に基づき目標を設定し、目標に基づいて効果的に自己の業務あるいは部下の業務をマネジメントする仕組み

(b) 評価の方法

支店長の評価については、営業店業績評価の結果が賞与考課にそのまま反映され、年2回の賞与考課の結果が年次考課の評価結果となっている。一方、支店長以外の評価については、目標管理制度による役割の達成度を中心に、考課対象期間中の設定された目標以外の成果等を加味した役割の達成度を評価し、賞与考課が決定されている。目標管理制度では、9項目の役割責任領域のうち、各職務に定められた役割責任に基づき目標を設定することとなっており、役割責任領域の一つである適正収益の項目では、新規貸付金額が目標額を達成するなど、目標に対する成果が高かった場合には、賞与考課に影響

することになる。

(c) 危機対応業務との関連性

危機対応貸付けにおける新規貸付金額の目標額の達成状況は、適正収益の項目において評価に影響する可能性がある。なお、個々の職員の目標設定において、29年度上期までは一つの役割責任領域が全体に占める割合は40%が上限とされており、同年下半年からは目標設定項目ごとの割合を目標数により均等に配分することとなっている。また、適正収益の項目には危機対応貸付け以外の業務によるものも含まれているため、当該項目の評価における危機対応貸付けの影響の度合いは個人の目標設定の状況により異なることになる。

(d) 不正事案との関連性

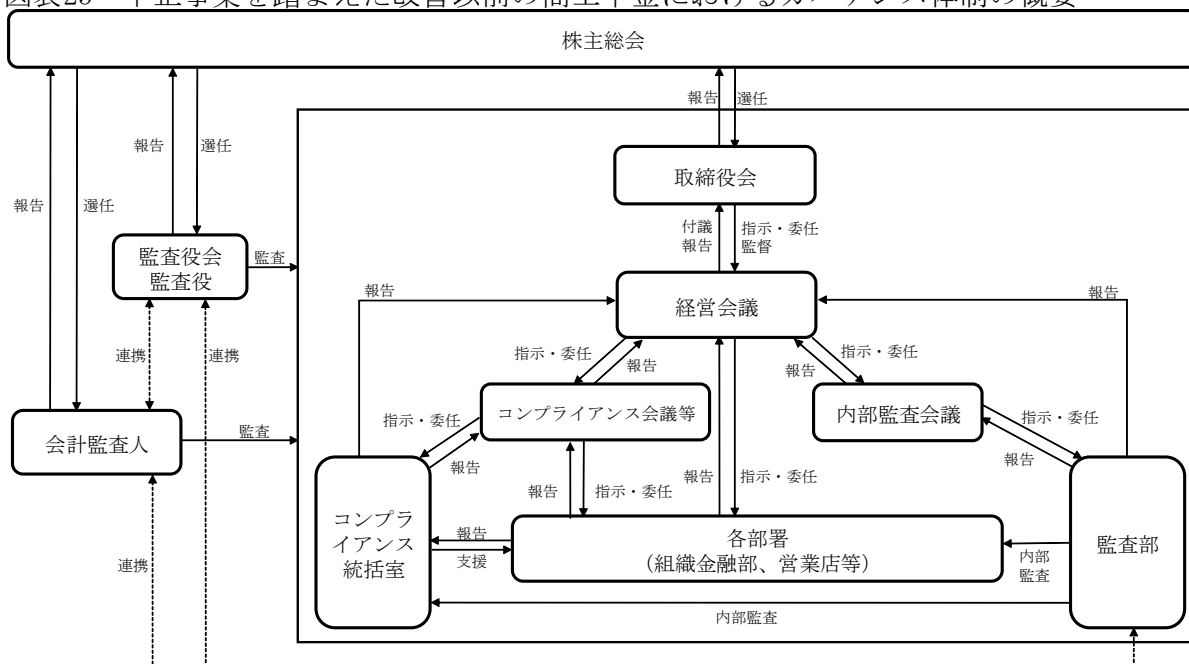
(b)のとおり、営業店業績評価の結果が支店長の賞与考課及び年次考課にそのまま反映されていることから、支店長には、危機対応貸付けの実績額を増加させて自らが管轄する営業店の業績評価を高めることで、自らの賞与考課及び年次考課の評価を引き上げ、その結果、自身の昇格、昇給、昇進等につなげたいとの動機が形成されていたと考えられる。したがって、支店長が危機対応貸付けの目標額を達成するよう、ノルマという形で職員に対して強いプレッシャーを与えていたのは、目標額の達成が自らの評価に反映されるためでもあったと思料され、このような人事考課制度も、危機対応貸付けに係る不正の要因の一つであったと考えられる。

(ウ) 商工中金における統制の状況

a 不正事案を踏まえた改善以前の主な機関における統制の状況

商工中金は、取締役会、監査役会、会計監査人に加えて、経営会議、内部監査会議等の機関を設置するなどして、業務運営に当たっていた（図表25参照）。

図表25 不正事案を踏まえた改善以前の商工中金におけるガバナンス体制の概要



上記の業務運営に当たっていた主な機関における統制の状況は次のとおりとなっていた。

(a) 取締役会

取締役会は、取締役10名程度で構成され、このうち社外取締役が2名程度となっていた。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととなっていた。そして、原則として毎月1回、定例の取締役会が開催されるとともに、必要に応じて、臨時取締役会が随時開催されていた。

(b) 監査役会

監査役会は、監査役4名程度で構成され、このうち社外監査役が2名程度となっていた。監査役会は、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、監査業務の分担その他の監査役の職務執行に関する事項の決定、取締役の職務執行に法令又は定款違反のおそれがある場合の措置等を行うこととなっていた。

監査役は、業務の執行状況を監査する場合において、取締役会決議等における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況について、法令、定款、規程等に対する違反の有無の確認等を行うこととなっていた。

監査役監査は、監査役が行う監査の円滑かつ効果的な実施に資するため、

その計画、実施及び報告に関する基本的事項を定めることにより、商工中金の適正かつ効率的な運営の確保を図ることを目的として実施することとなっていた。そして、監査役監査において問題が認められる事項を把握した場合、四半期ごとに取締役会へ報告することとしていた。

25年度から29年度までの間における監査役監査の人日数は、図表26のとおり、毎年度300人日台以上となっていたが、この間、監査役監査において、危機対応業務に関する事項も含め、重大とされる問題点は指摘されていなかった。

図表26 監査役監査の日数及び人日数

(単位：日、人日)

監査対象部局	平成25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	日数	人日数	日数	人日数	日数	人日数	日数	人日数	日数	人日数
本部	124	309	123	300	120	302	123	327	149	397
支店・出張所・営業所	44	48	48	52	51	53	49	56	49	57
海外支店	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
海外駐在員事務所	1	1	2	2	1	1	1	1	-	-
子会社等	4	4	5	5	3	3	5	5	3	3
計	175	364	178	359	177	361	178	389	201	457

(c) 経営会議

経営会議は、代表取締役等で構成され、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する基本的事項や重要な投融资について意思決定を行っていた。

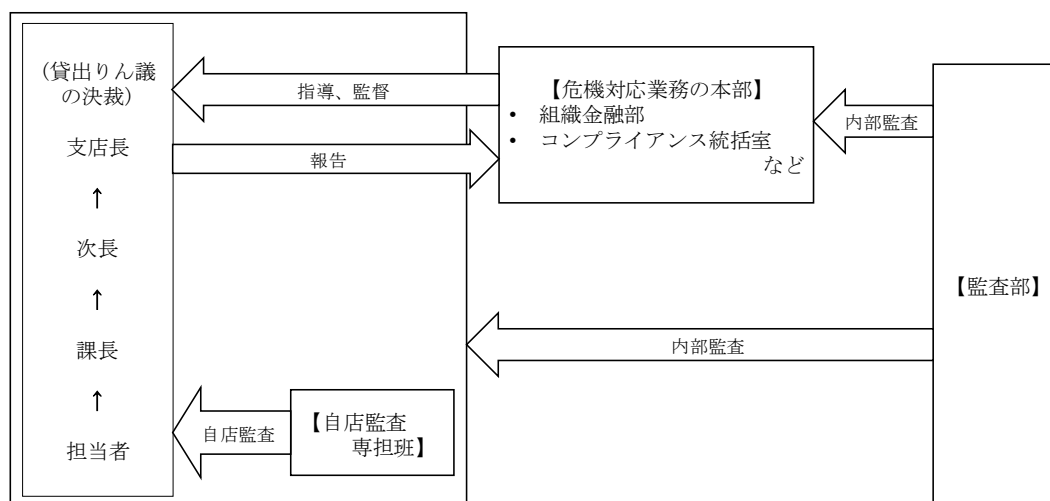
(d) 内部監査会議

内部監査会議は、監査部門の被監査部門からの独立性を確保し、よりけん制機能が働くよう、経営会議の下に、代表取締役社長を議長として、内部監査制度や内部監査計画について審議したり、監査部が実施した営業店に対する監査結果の報告を受け、今後の取組状況を検討したりするなどしていた。

b 不正事案を踏まえた改善以前の各部署における統制の状況

商工中金は、各営業店で実施する危機対応貸付けが、法令、規程等に基づき適切に実行されるようにするために、各部署における統制として、営業店の管理職によるりん議決裁、自店監査専担班が実施する自店監査、独立性を確保した監査部が実施する内部監査等により、内部けん制を図ることとしていた（図表27参照）。

図表27 不正事案を踏まえた改善以前の各部署における統制の概要（支店の例）



(a) 営業店の管理職によるりん議決裁

営業店の管理職は、りん議決裁に当たり、営業担当者が起案した「貸出稟議・申請書」等の書類を確認し、危機対応貸付けの実行の可否について審査していた。

(b) 自店監査専担班が実施する自店監査

自店監査は、不備をミスとして捉えて補完するにとどまるのではなく、自店の問題点、その原因や背景等を分析し、再発防止につなげていくことを目的としていた。

自店監査専担班は、監査水準の向上と効率化を図るために、全国の8支店内に設置されており、全ての危機対応貸付けについて、毎月確認を行うこととなっていた。具体的には、自店監査チェックリスト等を基に、雇用維持利子補給に係る従業員数を適切に確認しているかなどについて、雇用維持計画書等の根拠資料により確認するなどしていた。

(c) 組織金融部

組織金融部は、危機対応業務の統括部署として危機対応業務の迅速かつ円滑な実施のための総合調整、企画、立案及び監督を行うとともに、日本公庫との連絡窓口として必要な連絡調整を行うこととなっていた。危機対応貸付けを行う際の営業店との事前協議については、必要に応じて行っていた。

(d) コンプライアンス統括室等

コンプライアンス統括室は、商工中金のコンプライアンス統括部門であり、

他の部署からの独立性を確保することとなっていた。また、経営会議の下に、コンプライアンス会議も設置されており、コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る事項の審議等を行うこととなっていた。そして、部室店ごとにコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置し、部室店におけるコンプライアンスの徹底を図り、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合には、速やかに取締役、監査役等へ報告することとなっていた。

(e) 監査部が実施する内部監査

監査部が実施する内部監査は、商工中金における全ての部署及び業務を対象に、コンプライアンス、顧客保護等管理、自己資本管理及び資産査定管理のほか、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の全てのリスクに関する内部管理態勢の適切性等を検証し、その結果に基づき改善提言をすることにより、内部管理態勢の維持・向上を図ることを目的としていた。

内部監査の結果については、監査部が内部監査の結果得られた事実の記録や証拠資料等を取りまとめた上で、監査部長が、被監査部署長等に通知することとなっていた。そして、監査部長は、内部監査結果を担当取締役に遅滞なく報告するとともに、原則として内部監査会議等にも報告し、また、取締役会にも定期的に報告することとなっていた。

25年度から29年度までの間の内部監査における業務監査の実施状況についてみると、図表28のとおり、営業店に対する監査（以下「営業店業務監査」という。）が多くを占めていた。

図表28 内部監査における業務監査の実施状況

(単位：人週、人)

監査種類	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
本部部署別・テーマ別監査	353	367	327	313	313
営業店業務監査	831	808	805	581	671
子会社等監査	18	35	18	29	14
その他	199	115	-	266	247
計	1,401	1,325	1,150	1,189	1,245
実働人数	27	26	22	24	26

注(1) 「その他」には特別調査、特別監査等を含む。

注(2) 「実働人数」は年度末時点のものである。

営業店業務監査において問題事象を発見した場合は、当該事象を、業務の

健全かつ適切な運営に影響を与える重要度（以下「リスク度合い」という。）に応じて、リスク度合いの高い方からH、M、Lの3段階に分類していた。25年度から29年度までの間に各年度の営業部門における営業店業務監査において発見された問題事象の件数は、図表29のとおり、最多で25年度の1,101件、最少で29年度の635件となっていたが、28年11月の鹿児島事案の公表前に発見された問題事象のうち、リスク度合いが業務の健全かつ適切な運営に極めて重大な支障を来す又はそのおそれがあるとされるHに分類されたのは、28年度の2件だけであり、それ以外は全てM又はLに分類されていた。

図表29 営業部門における営業店業務監査で発見されたリスク度合い別の問題事象の件数
(単位：件)

リスク度合い	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
H	-	-	-	2	10
M	142	157	166	166	197
L	959	760	710	645	428
計	1,101	917	876	813	635

危機対応貸付けに係る問題事象の主な内容は、経営支援型利子補給における事業計画の記載内容や危機事案と業況悪化の因果関係の確認が不十分となっていることなどであった。

営業部門における営業店業務監査において発見された問題事象の件数は減少傾向にあったが、前記のとおり、鹿児島事案の公表前において2件がリスク度合いがHに分類されており、そのうちの1件は危機対応貸付けに関するものであった（当該問題事象について、後述 c (c) 参照）。

c 重大な疑義事案に対する対応状況等

(a) 鹿児島事案と池袋事案の対応状況

鹿児島事案の特別調査報告書（28年12月12日付け）によると、28年10月24日に、一部の職員が事業者から受領した試算表の一部を修正して危機対応貸付けの要件確認に使用していたことが発覚したことを受け、同日に、支店長がコンプライアンス統括室へ報告している。同月26日に、コンプライアンス統括室は、社長に概要を報告するとともに、監査部に対して特別調査の実施を依頼し、監査部は、鹿児島支店から転出した職員の中で、上記と同様の修正を行った疑いがある職員の転出先の支店等も含め、特別調査を実施している。その調査過程において、鹿児島支店等において、事業者から受領した試

算表等の一部について、複数の職員が自ら書き換えていた事態が判明し、同年11月22日に、商工中金の主務大臣等へ「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）第90条第1項第32号の規定に基づく不祥事件としての届出を行っている。

池袋事案についても、鹿児島事案と同様に、26年12月19日に、危機対応貸付けにおいて試算表を自作・改ざんした疑いが発覚し、同月22日に、支店長がコンプライアンス統括室へ報告している。同月25日に、コンプライアンス統括室は、監査部に対して池袋支店について特別調査の実施を依頼し、監査部は、同月から27年1月にかけて特別調査を実施している。

しかし、池袋事案の場合、試算表を自作・改ざんした疑いのある貸付けが多数見受けられていたにもかかわらず、特別調査報告書（27年1月16日付け）によれば、事業者からの聴取に基づき試算表を作成していたとしていて、また、対象案件の全てが危機対応業務の要件を充足しており、事業者からの聴取と資料の受領等により要件充足の確認ができたとして不祥事性も見られないとしていたため、商工中金の主務大臣等へ不祥事件としての届出を行っていなかった。

池袋事案について、複数の職員が多数の不正を行っていた事態は鹿児島事案と同様であるにもかかわらず、上記のように異なる対応を執っていた。

第三者委員会の調査報告書には、池袋事案について、次のとおり記載されている。

- ① 本件疑義の支店から本部への第一報、対応経過及び対応結果のいずれについても、社外取締役2名には報告されていない。
- ② コンプライアンス統括室長は、26年12月26日、常勤監査役に対して、本件疑義の内容と監査部の特別調査が開始された旨を報告した。

この時点では、常勤監査役は社外監査役に対して当該報告を伝達していない。社外監査役への第一報は、27年1月13日の監査役会においてであった。

- ③ 不祥事件該当性の検討・判断はコンプライアンス統括室が担当し、要件充足性の確認・判定は危機対応業務の業務主管部である組織金融部が担当し、不祥事件該当性の判定の基礎となる事実関係の調査は監査部の特別調

査により実施された。

- ④ コンプライアンス統括室は、不祥事件該当性を回避するために、本件行為者らに対する誘導質問の方法を記載したペーパーを作成した。
- ⑤ 27年2月のコンプライアンス会議では、本件疑義について「内部規定違反」と報告され、具体的内容は報告されなかった。

このように、池袋事案においては、社外取締役等への報告や、不祥事件該当性の確認が適切に行われていないなど、商工中金における統制が十分に機能していない状況となっていた。

(b) 長野支店における不正の処理

第三者委員会の調査報告書には、25年11月、長野支店の職員が、雇用維持利子補給の要件確認に係る根拠資料を改ざんしていた事実が発覚し、組織金融部が当該職員の「貸出稟議・申請書」等を点検した結果、少なくとも3件の改ざんが確認された一方で、他の職員による不正の調査は行われなかったことなどが記載されているが、詳細については記載されていない。

上記3件の実態等を会計検査院が検査したところ、組織金融部及び長野支店は、25年11月、上記の改ざんを行っていた職員が担当した危機対応貸付けのうち、雇用維持利子補給が適用された43件（貸付金額計16億2800万円、利子補給金支給見込総額計1985万余円）について調査を行っていた。

そこで、当該43件について検査したところ、約4年後に公表された商工中金の調査報告書において、これらのうち11件は、雇用維持利子補給に係る不正が行われていたと判定されていた。これら11件における25年11月の調査の状況等について確認したところ、長野支店が作成して組織金融部が確認した資料に「フォロー時エビデンスを依頼せず、実行時のものの日付を改ざん。実態確認要。」と記載されているなど、少なくとも8件の貸付けに係る資料に、同支店職員が不正を行った可能性が高いことが記載されていた。このため、組織金融部及び同支店は、同支店職員が少なくとも8件は不正を行った可能性が高いことを認識していたと認められた。

これらの事態について、組織金融部及び長野支店は、25年11月に調査を行った際は、改ざんなどを行ってはならないという認識が著しく欠けていたことから、調査の内容は雇用維持利子補給の要件に該当しているかどうかの確

認に終始していて、不正が行われていたかどうかについての判断は行わず、改ざんなどが行われていたものの、雇用維持利子補給の要件に該当していると判断したものについては、事業者から新たに資料を入手するなどして不備を補完したとしていた。そして、組織金融部は、取締役会、監査部等に報告を行っておらず、他の営業店で同様の事態がないかの調査も行っていなかった。このため、商工中金は、不祥事件としてこれらの事態を商工中金の主務大臣等に届出を行う必要があったと思料されるのに、この届出を行っていなかった。

(c) 東京、池袋両支店における不適切な事案

第三者委員会の調査報告書には、28年7月に実施した監査部の池袋支店に対する営業店業務監査を契機に、6か月後確認において根拠資料の改ざんが行われていた貸付けが3件発見され、この事態を受けて、組織金融部が、全営業店における広がり調査として、27年1月から3月までの間に雇用維持利子補給を適用して貸付けを行った全1,639件について調査したところ、東京支店の2件でも同種事案が発見されたことなどが記載されている。

そこで、上記改ざんの状況等について会計検査院が検査したところ、組織金融部が28年7月に上記の池袋支店の事案について作成した調査報告書には、監査部による営業店業務監査において不十分又は確認を要するとされた貸付けが上記の3件を含めて計6件発見されたと記載されていた。また、当該調査報告書では、これらの6件について、「顧客提出の「領収証書（写）」に付箋を切り貼りした資料が残されていた。」、「平成26年12月の「領収証書（写）」のコピーが2枚添付されており、1名相違している」、「平成24年8月の「支給控除項目一覧表」が添付されており、別の実行稟議に添付されている平成24年11月の「支給控除項目一覧表」と1円単位で全て同額であるため、どちらとも正しいという確証が得られない。」などと記載されていたが、組織金融部は、6件全てについて、雇用維持利子補給の要件確認に係る根拠資料となる「領収証書（写）」により雇用維持の確認はとれたと判断していた。

そして、監査部は、28年7月にリスク度合いがHとなる雇用維持利子補給の6か月後確認に関する疑義事案が発覚したことを同年8月開催の内部監査会議において報告していたが、徹底して調査することを求めていなかった。また、

組織金融部による東京支店も含めた広がり調査の結果が取締役会やコンプライアンス会議において報告されていなかった。このため、危機対応業務に係る重大な疑義事案に対する危機意識が十分でない状況であったと認められた。

なお、前記の池袋支店の6件及び東京支店の2件、計8件の貸付けは、全て29年10月に公表された商工中金の調査報告書において不正が行われていたとされていた4,609件に含まれており、うち6件については根拠資料を再受領するなどした結果、雇用維持利子補給の要件を満たしていないと判断されていた。

このように、商工中金において、重大な疑義事案が発覚した際に、真摯に受け止めて適正に対応するという認識が著しく欠けていたため、内部監査等により複数の危機対応貸付けについて改ざんなどの疑義が発覚していたにもかかわらず、取締役会等において適切に報告されていなかったり、内部監査等の監査手法に試算表等や雇用維持利子補給に係る不正のリスクへの対応を織り込むなどの対応が執られていなかったりなどしていた。これにより、重大な疑義事案が発覚した以降も、危機対応貸付けに係る改ざんが看過され続け、危機対応業務に係る統制が形骸化している状況となっていたと認められる。

また、(b)のとおり、長野支店における不正の処理において事業者から新たに資料を入手するなどして不備を補完したとしていたり、池袋事案においても、試算表の自作・改ざんが行われた疑義がある110件のりん議決裁時点の書類の差替えが行われていたりしており、貸付け実施後に行われる自店監査による指摘等に対しても不備を補完するとして、りん議決裁時点の資料等の差替えや廃棄といった不適切な行為が行われていた。

貸付けの意思決定はりん議決裁時点の資料等により行われていることを踏まえると、事後的な検証を行う上で、たとえりん議決裁時点の資料等に誤りや不備があった場合でも、貸付けの意思決定後における資料の差替えや廃棄は行ってはならないことである。しかし、上記のとおり、商工中金では、このような差替えや廃棄が行われていて、安易にりん議決裁時点の資料等の差替えや廃棄を行ってきたことが資料の真正性に対する意識の欠如につながったと思料される。このため、りん議決裁時点の資料の真正性が確保されるよう、内部規程等を整備するとともに、職員に対して周知徹底を図る必要があると認められる。

なお、商工中金の調査報告書には、制度趣旨を逸脱した取扱いとして、商工

中金本部が、危機対応業務の実施に当たり、一時的な業況悪化等の形式的・表面的な要件合致を優先し、営業現場に対して、制度趣旨を逸脱した案件であっても形式的・表面的に当てはめる運用を慫慂し、又は過度なプレッシャーをかけつつ黙認してきたことが記載されている。そして、「本部はこうした形式的・表面的な側面にとらわれ、サンプリング調査等で制度趣旨に照らし不適切な記載を作文で糊塗するような指導を繰り返してきたほか、会計検査院の検査の際にも、営業店に書類の差替えを指示していた。」と記載されている。

上記の差替えについて商工中金に確認したところ、検査の対象となる貸付けの全ての「貸出稟議・申請書」等の資料を対象として組織金融部が事前チェックを行っており、主に「貸出稟議・申請書」の添付資料の記載内容をチェックし、不十分と判断した場合には根拠資料の追加添付や添付資料の差替えを行っていたとしている。また、少なくとも25年4月以降、鹿児島事案が発覚した28年10月までに検査対象となった全ての営業店について、組織金融部は、会計実地検査が行われる前に当該営業店を訪れて上記の事前チェックを行っていたとしている。

組織金融部は、差替えに関する記録はないとしており、会計検査院は、差替えを開始した時期、差替えの対象とした貸付け等について、全容は確認できなかったものの、確認できた範囲では、商工中金が事業者から受領した試算表等を会計検査院の検査対策として差し替えるなどの今般の不正事案に係る事態は見受けられなかった。

d 危機対応業務等に係る統制の改善状況

商工中金は、28年11月の鹿児島事案の判明、1(2)ウ及びオの業務改善命令等を受けて、図表30のとおり、自店監査について、資料の真正性の確認をチェック項目に加えて、不正を想定した監査を行うこととしたり、内部監査について、不正発生防止の観点で行う監査項目を加えたりするなど、危機対応業務等に係る統制の改善を行っている。

図表30 危機対応業務等に係る統制の改善に向けた主な取組

機関又は部署名	内容
取締役会	平成29年6月に、取締役会の更なる機能強化のため、コンプライアンス等の専門家である社外取締役を1名選任した。
監査役会（監査役監査）	29年度の監査役監査計画で、営業店監査において、危機対応業務を含めて、不正リスク発生防止に向けた業務運営状況を注視することとした。
	29年6月に、監査役会の更なる機能強化のため、法律の専門家である社外監査役を1名選任した。
	29年7月から、監査役監査において問題が認められる事項を把握した場合は、把握した都度、取締役会へ報告することとした。
経営会議	29年4月から、内部監査会議及びコンプライアンス会議について、法令遵守態勢、リスク管理態勢の強化のために、代表取締役を議長とする取締役会直下の経営会議に格上げした。
自店監査専担班（自店監査）	29年10月から、過失による事務ミスの発見にとどまらず、修正の痕跡や不整合な点はないかなどの資料の真正性の確認についても、自店監査チェックリストの項目に加えるなどして、不正も想定した自店監査を行うこととした。
危機対応業務部（組織金融部から独立した部署）	28年12月に組織金融部内に危機対応業務管理室を設置し、個別の危機対応貸付けにおける要件充足性を各営業店と事前協議する形に改めた。また、29年10月から、危機対応業務管理室を組織金融部から切り離して、独立した部署として危機対応業務部を設置した。
コンプライアンス統括部（旧コンプライアンス統括室）	29年10月から、コンプライアンス統括部署の独立性の確保及び業務の実施体制の強化を図るため、総務部の部内室であったコンプライアンス統括室をコンプライアンス統括部として独立した部署として格上げした。
	29年10月から、地域ごとの営業店を管轄し、営業店におけるコンプライアンスの定着状況や管理職のマネジメント状況等の把握・指導を行うエリア・コンプライアンス・オフィサーを配置し、エリア・コンプライアンス・オフィサーがマネジメント状況、業務繁忙等についてもモニタリングを実施して、それを関係各部と共有していく体制を整備した。
	29年10月から、不正発覚の第一報から、外部弁護士を長とする新設のコンプライアンス委員会がその不正事案への対応状況を把握するとともに、コンプライアンス統括部が迅速に取締役会に報告する体制を整備した。コンプライアンス委員会に特別調査の発動権も付与した。
監査部（内部監査）	29年3月から、監査役、会計監査人及び監査部との連携強化のため、これらによる連絡会を定期的開催することとした。
	29年5月から、虚偽の記載が行われていないかなどの不正発生防止の観点で行う監査項目を追加した。
	29年12月から、各年度における監査方針の策定に当たり、経営の監査ニーズを把握し、年度監査計画の重点監査項目等に反映させるために、代表取締役・監査役会・社外取締役との意見交換を、監査計画の策定・見直しに合わせて年2回行うこととした。

(エ) 不正事案に対する商工中金の対応

a 不正事案に係る損害担保補償金及び利子補給金の返還等

30年3月に公表された商工中金の追加調査の結果によれば、不正が行われていたものが計4,631件、不正の疑義が払拭できなかったものが計7,605件あったとされており、商工中金は、前者のうち3,284件及び後者のうち4,842件、計8,126件については要件非該当貸付けであったとしている。商工中金は、これらの8,126件については、30年3月までに、当該貸付けに係る損害担保補償金15億2860万余円及び利子補給金21億2475万余円を、商事法定利息計8億1109万余円の支払と合わせて日本公庫に返還するとともに、ツーステップ・ローンの借入残高計19億9781万余円を、経過利息8921万余円及び繰上償還手数料758万余円の支払と合わせて繰上償還している。

b 日本公庫からの損害担保補償金の支払及び利子補給金の支給の停止等

日本公庫は、28年11月の鹿児島事案公表後に、商工中金に対する損害担保補償金の支払及び利子補給金の支給を停止し、継続調査等終了後に、要件非該当貸付けを除いて、支給停止時点に遡及して支給を再開した。また、商工中金は、要件非該当貸付けについて、貸付条件の変更により危機対応貸付け以外の貸付けに振り替えていて、従前の貸付けにおいて利子補給を行っていた場合はこれを停止し、振替前における利子補給適用後の実質金利を振替後の貸付金利としている。これにより、要件非該当貸付けに係る損害担保補償金2107万余円及び日本公庫からの利子補給金の支給の停止から危機対応貸付け以外の貸付けへの振替までの間の利子補給金相当額4億3600万余円については商工中金が負担している。また、上記の振替により、振替後の利息収入が、予定していた利息収入と比較して、利子補給金の分だけ減少することとなるため、商工中金は、この影響を今後の事業計画に反映させることとしている。

c 不正事案に係る調査等の費用

商工中金は、不正事案の判明後、第三者委員会の設置や継続調査等におけるチェックのほか、不正事案に対する問題分析や対応等に関する助言等を求めるために、外部の専門家と複数の契約を締結していて、30年3月までの支払額は合計で29億0700万余円となっている。

d 役職員の処分

商工中金は、一連の不正事案について役職員の処分を行っており、役員については、不正を行っていた期間中に在任していた代表取締役社長以下の役員11

名について役員報酬計2014万余円を減額するとともに、退任済みの役員7名から支払済みの役員報酬計2707万余円の返還を受けていた。また、職員については、関与するなどした不正の件数等を勘案した上で処分を行うなどしており、これらの処分に伴う減給額及び賞与の減額並びに退職済みの職員から返還された賞与の額は計9892万余円となっていた。

e 不正事案に係る決算処理

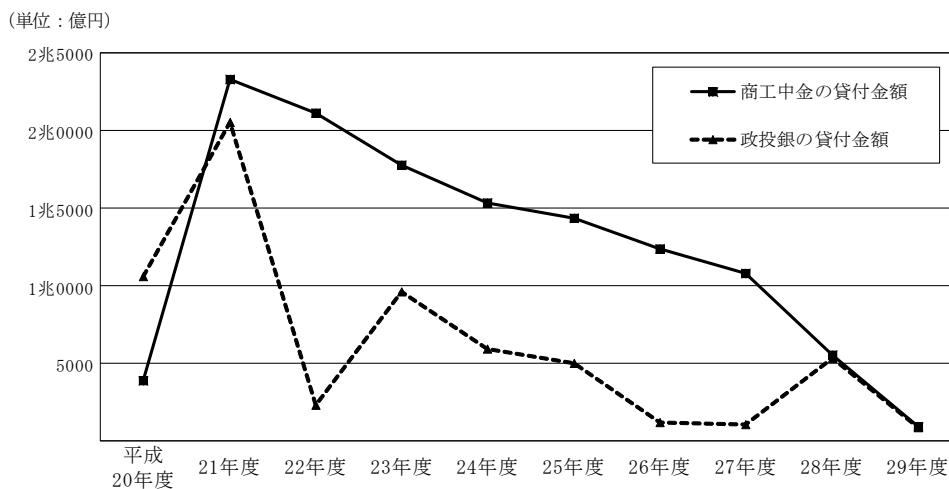
商工中金は、30年3月期決算までに、aの日本公庫への損害担保補償金の返還額のうち、損失が確定していない分を除いた額、利子補給金の返還額、商事法定利息の額、ツーステップ・ローンに係る経過利息及び同繰上償還手数料、bの商工中金が負担した損害担保補償金の額及び利子補給金の額並びにcの調査等の費用の計74億6938万余円を危機対応業務損失等として経常費用に計上するとともに、日本公庫との損害担保契約の解除に伴い、10億1134万余円を貸倒引当金に追加計上している。

エ 政投銀による危機対応貸付けとの比較

政投銀は、商工中金と同様に、日本公庫法附則の規定により指定金融機関として指定を受けたものとみなすこととされており、主に中堅・大企業に対して危機対応貸付けを実施している。その貸付件数及び貸付金額の推移をみると、図表31のとおりとなっていて、21年度にはリーマン・ショックに対処するために「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」において多額の貸付けを行っており、23年度には「東日本大震災に関する事案」により再び貸付金額が増加しているが、その後大幅に貸付金額が減少している。一方、商工中金も、22年度以降は貸付金額は減少傾向にあるものの、その減少割合は政投銀と比べると緩やかなものとなっている。

このように、商工中金に比べて政投銀において貸付金額が大きく減少しているのは、政投銀における29年度までの「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」及び「東日本大震災に関する事案」に係る貸付件数及び貸付金額が計1,094件、6兆0736億余円となっていて、危機対応貸付け全体の1,160件、6兆2195億余円の94.3%、97.6%とその9割以上を占めており、商工中金と異なり、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」以外の経済関連による危機対応貸付けが非常に少ないことが主な要因と考えられる。

図表31 商工中金及び政投銀における危機対応貸付けの貸付件数及び貸付金額の比較



(単位：件、億円)

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
商工中金	貸付件数	5,908	31,336	36,288	31,665	27,927	28,203	25,383	23,423	11,472	1,967	223,572
	貸付金額	3864	2兆3280	2兆1110	1兆7782	1兆5298	1兆4332	1兆2384	1兆0775	5478	892	12兆5198
政投銀	貸付件数	305	518	129	149	25	8	6	7	9	4	1,160
	貸付金額	1兆0681	2兆0453	2279	9589	5907	5000	1130	1012	5287	854	6兆2195

注(1) 政投銀は上記のほか、出資等による危機対応業務も行っている。

注(2) 政投銀の貸付件数計1,160件のうち、ツーステップ・ローンによる信用供与を受けたものは1,149件である。

さらに、危機対応貸付けにおける商工中金と政投銀の相違点として、損害担保契約の適用割合について、図表32のとおり、商工中金は貸付件数及び貸付金額のいずれも累計で9割を超えている一方、政投銀は累計で4%に満たない状況となっていることや、利子補給についても、図表33のとおり、商工中金は貸付件数に占める割合が29年度末時点までの累計で50.10%となっているのに対して、政投銀は累計で19.31%にとどまっていることが挙げられる。また、商工中金は、ウ(i) a (c)及びウ(i) b (c)のとおり、危機対応貸付けの実績を営業店及び各営業担当者の業務目標として定めていたが、政投銀は、人事考課等に組み込んでいなかった(図表34参照)。

なお、商工中金における鹿児島事案の判明を受けて、政投銀は、本支店において28年12月から29年1月にかけて同様の事態がないか確認を行ったが、同様の事態は見受けられなかったとしている。また、会計検査院は、政投銀本店及び6支店が20年度から29年度までの間に実施した危機対応貸付けを対象として、50件を抽出して会計実地検査を行ったが、同様の事態は見受けられなかった。

図表32 商工中金及び政投銀の危機対応貸付けにおける損害担保契約の適用状況

(単位：件、億円)

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
商工中金	全体件数	5,908	31,336	36,288	31,665	27,927	28,203	25,383	23,423	11,472	1,967	223,572
	うち損担件数	5,772	26,333	34,002	31,492	27,644	28,100	25,381	23,423	11,471	1,967	215,585
	件数損担割合	97.69%	84.03%	93.70%	99.45%	98.98%	99.63%	99.99%	100.00%	99.99%	100.00%	96.42%
	全体金額	3864	2兆3280	2兆1110	1兆7782	1兆5298	1兆4332	1兆2384	1兆0775	5478	892	12兆5198
	うち損担金額	3446	1兆5488	1兆8904	1兆7378	1兆4702	1兆4093	1兆2342	1兆0775	5473	892	11兆3498
	金額損担割合	89.18%	66.53%	89.55%	97.73%	96.10%	98.33%	99.66%	100.00%	99.90%	100.00%	90.65%
政投銀	全体件数	305	518	129	149	25	8	6	7	9	4	1,160
	うち損担件数	2	31	6	7	-	-	-	-	-	-	46
	件数損担割合	0.65%	5.98%	4.65%	4.69%	-	-	-	-	-	-	3.96%
	全体金額	1兆0681	2兆0453	2279	9589	5907	5000	1130	1012	5287	854	6兆2195
	うち損担金額	5	2330	28	19	-	-	-	-	-	-	2383
	金額損担割合	0.04%	11.39%	1.24%	0.20%	-	-	-	-	-	-	3.83%

注(1)「損担件数」及び「損担金額」は、損害担保契約を締結した危機対応貸付けの件数又は金額を、また、「件数損担割合」及び「金額損担割合」は、危機対応貸付け全体の件数又は金額のうち損害担保契約を締結したものの割合を意味している。

注(2) 政投銀の貸付件数計1,160件のうち、ツーステップ・ローンによる信用供与を受けたものは1,149件である。

図表33 商工中金及び政投銀における利子補給の適用状況

(単位：件)

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
商工中金	全体件数	5,908	31,336	36,288	31,665	27,927	28,203	25,383	23,423	11,472	1,967	223,572
	うち利補件数	-	466	4,160	21,488	21,937	21,270	16,849	18,005	6,752	1,102	112,029
	利補割合	-	1.48%	11.46%	67.86%	78.55%	75.41%	66.37%	76.86%	58.85%	56.02%	50.10%
政投銀	全体件数	305	518	129	149	25	8	6	7	9	4	1,160
	うち利補件数	-	26	82	102	12	1	-	-	1	-	224
	利補割合	-	5.01%	63.56%	68.45%	48.00%	12.50%	-	-	11.11%	-	19.31%

(注)「利補件数」は利子補給が適用されている貸付件数、「利補割合」は利子補給が適用されている貸付件数の割合を意味している。

図表34 商工中金及び政投銀における危機対応貸付けの実施体制及び実施状況

区分	商工中金	政投銀
本部における事前審査	一部実施	全件で実施
営業店業績評価、人事考課の適用	あり	なし
貸付件数	223,572件	1,160件
貸付金額	12兆5198億余円	6兆2195億余円
損害担保契約の適用割合(貸付金額ベース)	90.65%	3.83%
利子補給の適用割合(貸付件数ベース)	50.10%	19.31%

注(1) 商工中金の「本部における事前審査」、「営業店業績評価、人事考課の適用」両欄は、鹿児島事案判明前の状況を記述している。

注(2) 「貸付件数」、「貸付金額」、「損害担保契約の適用割合(貸付金額ベース)」、「利子補給の適用割合(貸付件数ベース)」の各欄は、制度発足から平成29年度までの累計である。

オ 利子補給の実施状況等

(ア) 利子補給の実施状況

a 雇用維持利子補給

雇用維持利子補給は、1(1)ウ(エ) c (a)のとおり、雇用の維持又は拡大に取り組む事業者に対して貸付残高の0.2%（26年度に実施した「デフレ脱却等特別相談窓口」等に係る危機対応貸付けについては0.1%）に相当する利子補給が行われるものである。そして、1(1)ウ(カ)のとおり、商工中金は、6か月後確認を行うこととなっており、従業員数が減少した場合、利子補給を取り消して、貸付けの当初に遡って当該取消分の支払請求を行うこととなっているが、雇用維持利子補給については、1(2)エのとおり、多数の不正が行われていたことなどが商工中金の調査報告書に記載されている。

一方、雇用維持利子補給では、6か月後確認を行った以降、貸付期間中に従業員数が減少していたとしても、要件には影響せずに利子補給が継続されることとなっている。そこで、会計検査院は、雇用維持利子補給が適用された危機対応貸付けのうち、25年4月1日から27年3月31日までの間に行われた貸付金額500万円を超える危機対応貸付けを対象に、商工中金本店及び10支店から調書の提出を受けて（2(2)参照）、利子補給の効果について検査した。調書の作成対象とした1,954件のうち、商工中金の調査報告書等で不正が行われていた又は不正の疑義が払拭できなかつたとされた351件を除いた1,603件についてみたところ、そのうち394件（24.5%）において、6か月後確認以降に従業員数が減少していた。

これについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 雇用維持利子補給の適用を受けた事業者において、6か月後確認以降に従業員数が減少していたもの

神戸支店は、平成26年3月に、C社に対して貸付金額1億円、貸付期間4年11か月の危機対応貸付けを行うとともに、C社が雇用維持にも取り組むとしたことから、年0.2%の雇用維持利子補給を行っていた（雇用維持利子補給見込総額500,008円）。当該貸付けに当たり、C社が神戸支店に提出した雇用維持計画書によると、従業員100名の雇用を維持することとなっていて、神戸支店が同年10月に実施した6か月後確認では雇用維持利子補給の要件を満たしていた。しかし、6か月後確認から1年8か月経過した28年6月におけるC社の雇用状況を確認したところ、従業員数は72名となっていて、上記の雇用維持計画書に記載されていた従業員数より28名減少していた。従業員数が減少した理由について確認したところ、C社は、28事業年度（28年2月～29年1月）に人員削減を行っていた。

このように、雇用維持利子補給では、前記のとおり、商工中金の調査報告書

で多数の不正が行われていたことが挙げられていたり、制度の要件に違反してはいないものの、不正が行われていなかったとされた貸付けのうち24.5%において、6か月後確認以降に従業員数が減少していたりしていた。

b 経営支援型利子補給

経営支援型利子補給は、1(1)ウ(エ) c (b)のとおり、債務負担が重く経営の改善を迫られている事業者であって、指定金融機関等の経営指導を受けて事業計画を作成する者に対して貸付残高の0.2%（27年度までは0.4%）に相当する利子補給が行われるものである。そして、商工中金は、貸付け後3年間、半期に1回程度、事業計画の進捗状況を把握し、必要に応じて適切な経営上の助言等を与えることとなっている。

商工中金の調査報告書には、経営支援型利子補給について、不正は行われていなかったものの、形式的な要件に該当していることをもって要件認定を行っていたこと、事業計画に事業者の押印はあるものの計画について認識していないケースがあるなど制度趣旨にそぐわない事案も多数判明したこと、信用格付区分は制度の要件とはしていないものの約1/3の貸付けが信用格付上上位区分の事業者に対して適用されたことなどが記載されている。

会計検査院が、商工中金本店及び15支店が行った危機対応貸付けにおける経営支援型利子補給の適用状況を確認したところ、複数の貸付けにおいて適用を受けている者が3,800者見受けられた。1(1)ウ(エ) c (b)のとおり、貸付け後3年間は、商工中金は、必要に応じて適切な経営上の助言等を与えることになっていることから、3,800者における経営支援型利子補給を適用した危機対応貸付けの適用間隔を確認したところ、図表35のとおり、貸付け後に新たに同利子補給を適用した危機対応貸付けを行っていたものが7,923件あり、そのうち新たな貸付けが1年以内に行われていたものが5,610件（70.8%）見受けられるなど、短期間に繰り返し同利子補給を適用していた。

このように、経営支援型利子補給では、前記のとおり、商工中金の調査報告書において運用上の問題点が多数挙げられていたり、制度の要件に違反してはいないものの、上記のとおり、同利子補給を同一の事業者に対して短期間に繰り返し適用しているものが多数見受けられたりしていた。

図表35 経営支援型利子補給を適用した危機対応貸付けの適用間隔

(単位：件)

適用間隔	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年以内計	3年超	計
件数 (割合)	5,610 (70.8%)	1,908 (24.0%)	367 (4.6%)	7,885 (99.5%)	38 (0.4%)	7,923 (100.0%)

注(1) 1年は365日として集計している。

注(2) 同時に適用された貸付けの適用間隔は「1年以内」に区分している。

(イ) 一般の金融機関から通常の条件で貸付けを受けられる可能性が高いと思料される事業者に対する危機対応貸付けの実施等

危機対応業務は、政策金融改革により政策金融を縮小することとなったことを踏まえて、一般の金融機関が通常の条件によりその貸付け等を行うことが困難となる危機時に、指定金融機関が当該危機に対処するための資金の貸付け等を行うものである。このため、危機対応貸付けはリスクが高い貸付けであるとして、事業者の破綻時に指定金融機関に支払われる損害担保の補償金や事業者の負担を軽減するための利子補給に充てるため、国が日本公庫に出資等を行っている。そして、貸付金利について、危機対応円滑化業務の主務省は、東日本大震災等の災害復旧に係る貸付けを除いて、日本公庫が定めた危機対応円滑化業務実施方針を踏まえて指定金融機関が策定した業務規程において規定した金利とするよう商工中金に通知している。同規程によると、貸付金利は、商工中金の調達利率、支払補償料、債務者の信用区分に応じた信用リスクスプレッド等を考慮して設定することとされていて、商工中金は、事業者との相対取引により貸付金利を設定している。

(注11) 信用リスクスプレッド 企業の信用力の差による利回りの差

また、半数程度の危機対応貸付けにおいて、政府出資等の国費を原資とする利子補給が適用されている。なお、利子補給について、危機対応円滑化業務の主務省は「雇用維持や経営支援等の事業者の取組を促すために政策的に実施しているものであり、商工中金の貸付金利とは無関係である。」としている。

そして、危機対応貸付けは、一般の金融機関が通常の条件により貸付けを行うことが困難な危機時に行われるものであるという制度趣旨により国費が充てられているが、これを踏まえることなく、一般の金融機関から通常の条件で貸付けを

受けることが可能な事業者に対して危機対応貸付けを適用すると、制度趣旨を逸脱した貸付けが行われることになると考えられる。

そこで、札幌、高松両支店が行った危機対応貸付けのうち、商工中金の調査報告書等で不正が行われていなかったとされた貸付けから利子補給が適用された貸付け札幌支店69件、高松支店70件、計139件を抽出して「貸出稟議・申請書」等を検査したところ、「他行低レートで積極セールス中。」などと記載されていて、一般の金融機関から通常条件による貸付けの提案を受けていることを事業者から聞き取っていたにもかかわらず、当該事業者に対して危機対応貸付けを行っていたものが52件見受けられた。

これについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 一般の金融機関から通常条件による貸付けの提案を受けていることを聞き取っていた事業者に対して、商工中金が利子補給を適用して、一般の金融機関が提示している金利よりも低利な実質金利で危機対応貸付けを行っていたもの

高松支店は、平成26年7月に、D社に対して貸付金利1.2%、貸付金額2億円、貸付期間6年11か月の条件で危機対応貸付けを行っていて、この貸付けには0.5%の利子補給が適用されていた。

しかし、高松支店は、危機対応貸付けを行うに先立ち、本部と貸付金利の協議を行っていて、その協議文書に「各行積極的に対応」、「基盤先防衛上、本件対応としたい。」と記載していて、一般の金融機関が積極的に対応していることを事業者から聞き取っていたことが明示されていたにもかかわらず、本部は協議内容を了承していた。また、金利算定の資料には、D社から聞き取った内容として「E金融機関：期間7年以内、固定金利1.2%にて提示中。」と記載していて、E金融機関が貸付けの提案を行っているのに、E金融機関と同率の金利を設定して、利子補給勘案後の実質金利ではE金融機関が提案している金利を0.5%下回る金利で危機対応貸付けを行っていた。

このように、商工中金において、一般の金融機関から通常条件による貸付けの提案を受けていることを事業者から聞き取っていたにもかかわらず、当該事業者に対して利子補給を適用した危機対応貸付けを行っていたことから、危機対応貸付けとその他の貸付けの利回りを比較した。その結果、図表32のとおり、96.42%の貸付けで損害担保契約が締結されていて、ほとんどの危機対応貸付けでは貸倒れなどによる損害のリスクが大幅に軽減されているにもかかわらず、図表36のとおり、比較が可能な21年度以降の各年度において、利回りは危機対応貸付けの方が上回っていた。また、商工中金が危機対応貸付けとその他の貸付けにおける業務コストを区分していないことや、日本公庫への各種手続に要する事務等を考

慮すると、危機対応貸付けの方がその他の貸付けよりも多額の業務コストが発生するとしていることから、単純な比較は困難であるが、図表37のとおり、危機対応貸付けの資金利益についても、24年度から26年度までの間はその他の貸付けの資金利益の額を上回っていることなどから、商工中金は、危機対応貸付けを行うことにより、一定の収益を上げてきたと思料される。

なお、商工中金の調査報告書等においても、商工中金経営陣及び本部は、危機対応貸付けを他の金融機関との競争上優位性のある「武器」として認識し、収益及び営業基盤の維持・拡大のために利用してきたことが記載されている。

図表36 危機対応貸付け及びその他の貸付けの利回りの推移

(単位：%)

区分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
危機対応貸付け	2.45	2.26	2.16	2.04	1.94	1.85	1.8	1.75	1.7	1.66
危機対応貸付け (損害担保補償料控除後)	-	2.19	2.11	1.99	1.87	1.76	1.71	1.66	1.61	1.56
その他の貸付け	1.94	1.84	1.72	1.61	1.51	1.37	1.26	1.17	1.05	0.97

注(1) 破綻懸念先以下に係る貸付けは除いている。

注(2) 「危機対応貸付け(損害担保補償料控除後)」について、平成20年度は資料がないため「-」としている。また、25年度以前分については、事業者に対する金利引下げに相当する額として商工中金が受領した利子補給金が一定金額あったため、利子補給金加算後の利回りとしている。

図表37 危機対応貸付け及びその他の貸付けの資金利益及び平均残高の推移

(単位：億円)

区分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
危機対応貸付け	資金利益	4	162	350	443	474	479	447	414	366	267
	平均残高	298	1兆2676	2兆6884	3兆5320	3兆8768	3兆9731	3兆6669	3兆3570	2兆9048	2兆1121
その他の貸付け	資金利益	-	697	561	493	437	411	417	438	458	469
	平均残高	8兆3722	7兆4483	6兆1045	5兆4798	4兆9959	4兆8243	5兆1199	5兆4526	5兆8457	6兆2880

注(1) 破綻懸念先以下に係る貸付けは除いている。

注(2) 平成20年度の「その他の貸付け」の「資金利益」については、株式会社化前と株式会社化後のそれぞれの資金利益を算出することができないため「-」としている。

また、一般の金融機関に対して実施した2(2)の危機対応業務等に関するアンケート調査では、一般の金融機関が、商工中金の貸付けが危機対応貸付けか商工中金独自の貸付けかを正確に区分できていないと思料されるケースが多数を占めていたため、直ちに競合の全体像を示しているとはいえないものの、商工中金による貸付けの影響によって貸付けを行うことができなかつたり、予定より利率等の条件を引き下げて貸付けを行わざるを得なかつたりなどした事態があるとした回答は45.4%あった。

危機対応貸付けはもとより、商工中金独自の貸付けについても、商工中金法附則第2条の5において、商工中金は、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害す

ることのないよう特に配慮しなければならないと規定されており、札幌、高松両支店の検査の結果、一般の金融機関から通常の条件で貸付けを受けられる可能性が高いと見られる事業者に対する利子補給を適用した危機対応貸付けが多数見受けられたこと、商工中金の調査報告書において、商工中金が危機対応貸付けを武器として利用してきたとしていることから、今後は、一般の金融機関から不公正な競争を行っているとの疑念を抱かれないよう十分配慮する必要がある。

このように、利子補給について、雇用維持利子補給を適用しながら従業員数が減少していたり、経営支援型利子補給が短期間に繰り返し適用されたりしていたこと、また、一般の金融機関から通常の条件で貸付けを受けられる可能性が高いと見られる事業者に対して、商工中金が利子補給を適用して、一般の金融機関が提示している金利よりも低利な実質金利で貸付けを行っていたことなどから、商工中金において利子補給の運用に当たり制度趣旨に十分に留意することはもとより、危機対応円滑化業務の主務省において、指定金融機関が制度趣旨に十分に留意した運用を行うよう、制度を適切に運営する必要があると認められる。

なお、危機対応円滑化業務の主務省は、在り方検討会の提言を受け、30年3月末をもって「デフレ脱却等特別相談窓口」の認定を解除し、これに伴い経済関連に係る利子補給は廃止されており、今後の利子補給についても、災害時など極めて限定的な運用とするとしている。

(3) 危機対応準備金の額の見通し及びその根拠

危機対応準備金は、1(1)ウ(オ)のとおり、危機対応貸付けの事業規模拡大の中でその円滑な実施を図るため、商工中金の財政基盤の確保を目的として、政府が1500億円を商工中金に出資したものである。また、商工中金は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することとなっていて、危機対応準備金の国庫納付については、商工中金の自主的な判断により行われることとなっている。

そして、危機対応準備金の額が計上されている場合は、商工中金は、事業年度ごとに、事業年度経過後3か月以内に危機対応準備金の額の見通し及びその根拠について経済産業大臣及び財務大臣に報告することとなっている。このため、商工中金は、事業年度ごとに、危機対応準備金の額の見通し及びその根拠を両大臣に報告していたが、

28年度までの報告内容は、見通しについては前年同期と比べて変わらないとしており、また、見通しが前年同期と比べて変わらない根拠については「欠損のてん補を行うこと及び国庫納付を行うことをいずれも予定していないため」として具体的なものはなっていなかった。

そこで、見通しの具体的な根拠を検討しているか確認したところ、商工中金は、中期経営計画策定時に、国際的な金融規制を踏まえるなどして、安定的な経営基盤を確保するための総自己資本比率（23年度末までは自己資本比率。以下同じ。）の目標を設定したり、毎年度の事業計画策定時に、自己資本の質的向上等について設定したりしていたが、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかった。

一方、商工中金において、危機対応業務の要件確認における不正事案が判明し、要件非該当貸付けが相当数あったことなどが明らかになったことから、実需を上回る危機対応貸付けが行われてきたと思料された。また、商工中金は、28年12月から、新規に行う危機対応貸付け全件の要件適合性の確認を本部で行うなどの再発防止策を講じていたことから、危機対応貸付けの新規貸付件数は大きく減少していることなどが想定された。

このような危機対応貸付けの実施状況の中で、商工中金は、29年6月に29年度の危機対応準備金の額の見通し及びその根拠を経済産業大臣及び財務大臣に報告していたが、その内容は、いずれも前年度までの報告と同様であり、29年度の事業計画策定時に、自己資本の質的向上等について設定するなどしていたが、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかった。

そこで、27年4月から29年3月までの半期ごとの商工中金が行った危機対応貸付けの実施状況の推移をみたところ、図表38のとおり、新規貸付件数及び貸付金額並びに期末貸付残高は大幅な減少傾向にあり、特に、28年11月に鹿児島事案公表を行った28年度下半期は、新規貸付件数及び貸付金額は、前年同期比で共に50%以上減少していて、また、期末貸付残高は前年同期比で21.0%減少していた。

図表38 危機対応貸付けの実施状況の推移

(単位：件、億円)

年 月	平成27年4月 ～9月	27年10月 ～28年3月	28年4月 ～9月	28年10月 ～29年3月	(29年4月 ～9月)	(29年10月 ～30年3月)
新規貸付件数 (前年同期比)	11,664 (△ 7.7%)	11,759 (△ 7.6%)	7,387 (△ 36.6%)	4,085 (△ 65.2%)	1,687 (△ 77.1%)	280 (△ 93.1%)
新規貸付金額 (前年同期比)	5460 (△ 13.5%)	5314 (△ 12.4%)	3296 (△ 39.6%)	2182 (△ 58.9%)	771 (△ 76.5%)	120 (△ 94.4%)
期末貸付残高 (前年同期比)	3兆5294 (△ 7.7%)	3兆3829 (△ 8.2%)	3兆0700 (△ 13.0%)	2兆6700 (△ 21.0%)	2兆2657 (△ 26.1%)	1兆8076 (△ 32.2%)

また、総自己資本比率の目標とその達成状況をみたと、図表39のとおり、第一次及び第二次中期経営計画については当該目標は達成され、第三次中期経営計画についても、28年度末時点では当該目標を上回る状況となっていた。

図表39 総自己資本比率の目標とその達成状況

第一次中期経営計画 (平成20年10月～24年3月)					第二次中期経営計画 (24年4月～27年3月)				第三次中期経営計画 (27年4月～30年3月)			
目標 (23年度末)	実績				目標 (26年度末)	実績			目標 (29年度末)	実績		
	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末		24年度末	25年度末	26年度末		27年度末	28年度末	(29年度末)
9%台半ば	8.92%	11.40%	12.37%	13.09%	11.6%程度	13.51%	13.73%	13.59%	11.4%程度	13.41%	13.16%	13.57%

(注) 表中の計数は、平成20年度末から23年度末までについては当時の国際的な金融規制（バーゼルⅡ）の枠組みによる自己資本比率であり、24年度末以降については現行の国際的な金融規制（バーゼルⅢ）の枠組みによる総自己資本比率である。

そして、28年度末時点までの総自己資本の額の主な内訳の推移をみたと、図表40のとおり、利益剰余金が継続して増加していることから、欠損の填補が行われるような状況とはなっていなかった。

図表40 総自己資本の額の主な内訳の推移

(単位：百万円)

区分	平成24年 度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	(29年度末)
総自己資本の額	962,489	970,106	970,087	980,522	996,434	1,005,517
うち資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
うち利益剰余金の額	94,128	102,149	111,905	118,975	145,796	177,595
うち危機対応準備金の額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
うち特別準備金の額	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811

したがって、危機対応準備金について、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、その額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することとなっていることから、商工中金は、危機対応貸付けの実施状況等を踏まえて、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行う必要があると認められた。

会計検査院による上記の指摘や、30年1月に在り方検討会において、「今後の危機対応融資残高の減少を踏まえて適正な水準を検討」することと提言されたことに基づき、商工中金は、危機対応準備金について、30年5月、商工中金法第59条及び日本公庫法第24条の規定による命令に基づき主務大臣等（財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び金融庁長官）に提出した「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」において、今後の危機対応貸付けの残高の減少等を踏まえて、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったかどうかの観点から、危機対応準備金の額の適正な水準を事業年度ごとに検討していくこととした。この検討の結果、30年度における危機対応準備金の所要額を1350億円と算定して、29年度末の危機対応準備金の額1500億円との差額150億円を国庫納付することが可能であると判断した上で、31年3月に同額を国庫納付することを30年6月の株主総会に付議して可決された。そして、同月、30年度における危機対応準備金の額の見通しを1350億円として、150億円を国庫納付することを予定していることを経済産業大臣及び財務大臣に報告した。

なお、29年度の危機対応貸付けの実施状況をみると、図表38のとおり、新規貸付件数及び貸付金額は、前年同期比で上期は共に70%以上、下期は共に90%以上減少し、期末貸付残高は、前年同期比で上期は26.1%、下期で32.2%減少しているなどして、これらの減少傾向は更に顕著なものとなっていた。また、図表39及び図表40のとおり、29年度末時点で、総自己資本比率は第三次中期経営計画の目標を達成していて、利益剰余金についても引き続き増加していた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

危機対応円滑化業務の主務省において危機事案の認定、継続及び解除が適切に行われなかったり、指定金融機関が危機対応業務の要件を満たしていない事業者に対して危機対応貸付けを行ったりした場合は、危機によって事業者が受けた被害に対処するために行う危機対応業務の制度の趣旨を逸脱することになる。また、日本公庫が危機対応円滑化業務において指定金融機関である商工中金へ損害担保契約に基づく補償金の支払、利子補給金の支給等を行うために、国が日本公庫に多額の出資等の財政措置等を行っており、危機対応業務においては、指定金融機関による多数の危機対応貸付けが行われていることから、上記の場合は国の財政負担を増加させるおそれがある。

そこで、会計検査院が、危機対応円滑化業務の主務省は危機事案の認定、継続及び

解除並びに危機対応業務の制度運営を適切に行っているか、商工中金による危機対応業務における不正等の要因は何か、商工中金は危機対応貸付けの審査を適切に行ってきたかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 危機認定、国の財政措置等

(ア) 危機認定等

危機対応円滑化業務の主務省は、経済関連については、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議の決定事項を踏まえたり、危機事象により見込まれる具体的な影響を検討したりなどして危機認定を行っていた。しかし、危機認定の要件である「一般の金融機関が通常の条件では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難」であることについては、一般の金融機関から聞き取りを行うなどして実際に貸付け等を行うことが困難な状況であることを一部の危機事案では調査していたものの、それ以外の危機事案では、危機事象による中小企業への資金繰りへの影響を確認するにとどまっていた。また、危機認定の継続に際しても、一般の金融機関の貸付けの状況等について一般の金融機関からの聞き取りによる調査は行っていなかった（19～21ページ参照）。

(イ) 国から日本公庫への財政措置等

危機対応円滑化業務の主務省は、日本公庫の危機対応円滑化業務勘定に対して、29年度末までに出資により計9693億余円、補給金により計28億余円、補助金により計15億余円の財政措置を講ずるなどしている（21、22ページ参照）。

(ウ) 主務省による監督等

主務省による商工中金に対する立入検査は、20年10月の商工中金の株式会社化以降、計5回実施されてきた（22、23ページ参照）。

イ 危機対応業務の実施状況

(ア) 危機対応貸付けの実績

商工中金の行った危機対応貸付けの貸付残高は、24年度末には4兆円を超える規模となっていて、その後減少してきているが、29年度末でもなお1兆8000億円を超える規模の貸付残高となっている（23～26ページ参照）。

(イ) 不正事案に係る会計検査院の検査

鹿児島事案の公表後、商工中金本店及び12支店において、第三者委員会により不正が行われていたと判定されたものなどを除いた危機対応貸付けを検査したと

ころ、新宿、池袋、福岡、鹿児島各支店の計21件において不正が行われていた可能性がある事態が見受けられた。そして、商工中金による継続調査等の結果、29年10月に公表された商工中金の調査報告書において、13件については不正があると判定され、残りの8件についても判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかったとされた。

13件のうち鹿児島支店における雇用維持利子補給に係る5件については、商工中金が第三者委員会の調査に先行して行った社内調査において、従業員数の動きに不自然な点はないかといった従業員数の連続性に着眼した調査を行っていなかったものであった。商工中金は、他の一部の支店でも同様の状況が見受けられたことから、この着眼点から改めて2,681件について調査を行い、その調査結果について上記の調査報告書に反映させていた。

商工中金の調査報告書が公表される直前に札幌、高松両支店において、商工中金が不正の疑義がないとしていた危機対応貸付けを検査したところ、計2件の不正が行われていた可能性がある事態が見受けられた。そして、商工中金は、これら2件に関連した追加調査を実施した結果、不正が行われていた危機対応貸付けの件数が、当該調査報告書で公表した4,609件（不正数4,802件）から22件（同23件）増加して4,631件（同4,825件）となったなどとする旨を30年3月に公表した（26～30ページ参照）。

(ウ) 不正事案の状況

不正上位グループとその他グループとの営業店業績評価の総合評価結果を比較すると、不正事案が多く発生していた25、26両年度において、不正上位グループの総合評価結果がその他グループのそれを上回る状況となっていた。

不正比率の高い上位3営業店について、総合評価結果と不正件数等の推移をみると、不正件数が多い期間ほど、おおむね総合評価結果が高い状況となっていた。

25年11月、長野支店において、少なくとも8件は不正が行われていた可能性が高いことを組織金融部及び長野支店は認識していたが、改ざんなどを行ってはないという認識が著しく欠けていたことから、調査の内容は雇用維持利子補給の要件に該当しているかどうかの確認に終始していて、不正が行われていたかどうかについての判断は行わず、改ざんなどが行われていたものの、雇用維持利子補給の要件に該当していると判断したものについては、事業者から新たに資料を入

手するなどして不備を補完したとしていた。そして、組織金融部は、取締役会、監査部等に報告を行っておらず、他の営業店で同様の事態がないかの調査も行っていなかった。

貸付け実施後に行われる自店監査による指摘等に対しても不備を補完するとして、りん議決裁時点の資料等の差替えや廃棄といった不適切な行為が行われていた（30～49ページ参照）。

(エ) 政投銀による危機対応貸付けとの比較

商工中金は危機対応貸付けにおける損害担保契約の適用割合が貸付件数及び貸付金額のいずれも累計で9割を超えている一方、政投銀は累計で4%に満たない状況となっているなどしていた。また、商工中金は危機対応貸付けの実績を営業店及び各営業担当者の業務目標として定めていたが、政投銀は人事考課等に組み込んでいなかった（49～51ページ参照）。

(オ) 利子補給の実施状況等

商工中金本店及び10支店が行った雇用維持利子補給が適用された危機対応貸付けについて、商工中金の調査報告書で不正が行われていた又は不正の疑義が払拭できなかったとされたものを除いた1,603件のうち、394件（24.5%）において、6か月後確認以降に従業員数が減少していた。

商工中金本店及び15支店が行った危機対応貸付けについて、複数の貸付けにおいて経営支援型利子補給の適用を受けている事業者3,800者における同利子補給の適用間隔を確認したところ、貸付け後に新たに同利子補給を適用した危機対応貸付けを行っていた7,923件のうち、5,610件（70.8%）で当該貸付けが1年以内に行われているなど、短期間に繰り返し同利子補給を適用しているものが多数見受けられた。

札幌、高松両支店が行った危機対応貸付けについて、商工中金の調査報告書等において不正が行われていなかったとされた貸付けで利子補給が適用された貸付け139件のうち、一般の金融機関から通常の条件による貸付けの提案を受けていることを事業者から聞き取っていたにもかかわらず、当該事業者に対して危機対応貸付けを行っていたものが52件見受けられた（51～57ページ参照）。

ウ 危機対応準備金の額の見通し及びその根拠

商工中金において、危機対応業務の要件確認における不正事案が判明し、要件非

該当貸付けが相当数あったことなどが明らかになったのち、商工中金は、29年6月に29年度の危機対応準備金の額の見通し及びその根拠を経済産業大臣及び財務大臣に報告していたが、その内容はいずれも前年度までの報告と同様であり、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかった（57～60ページ参照）。

(2) 所見

危機対応業務は、政策金融改革の一環として創設され、業務が開始されてから約10年が経過している。この間、商工中金は、指定金融機関として危機対応貸付けを行ってきており、いわゆるリーマン・ショックや東日本大震災といった大規模な危機に対応してきている。しかし、今般、商工中金が危機対応貸付けにおいて多数の不正を行っていたことなどが判明し、商工中金において、危機対応業務を一般の金融機関との競争上優位性のある「武器」として認識し、収益等の維持・拡充に利用するなどして過度に推進したことや、社外役員によるけん制機能を含め、取締役会の機能が十分に発揮されていないなどガバナンス態勢が欠如していたことなどが明らかになったことから、商工中金は、ガバナンスの強化を図るとともに新たなビジネスモデルを構築するとしている。

については、商工中金による危機対応業務等が適切に行われるよう、商工中金及び危機対応円滑化業務の主務省において、次のような点に留意する必要がある。

ア 商工中金において、

(ア) 危機対応貸付けについては、取締役会等において適切に報告を行うことや、内部監査等において改ざんなどによる不正のリスクへの対応を適切に行うことを徹底するとともに、要件の確認や、要件を確認するための資料の真正性の確認等を確実に行うことについて職員に対する研修を実施するなどして、不正等の再発防止を徹底すること。また、利子補給については、制度趣旨に十分に留意して運用すること

(イ) りん議決裁時点の資料の真正性の確保については、内部規程等を整備するとともに、職員に対して周知徹底を図ること

(ウ) 危機対応業務も含めた商工中金の業務全般においては、業務の適正な執行が確保されるよう、法令遵守やリスク管理についての態勢を強化したり、これらの重要性について職員に対して周知徹底を図ったりなどの改善に引き続き取り組むこ

と

(エ) 危機対応準備金については、引き続き、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的に検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付すること

イ 危機対応円滑化業務の主務省において、

(ア) 危機認定については、緊急性を要することから、一般の金融機関の貸付け態度や危機事象の影響を受ける事業者の資金繰りの状況等について十分に調査を行うことが困難な場合もあると考えられるが、可能な限り調査を行った上での確に判断すること。また、危機認定の継続に際しては、継続の必要性等について十分な調査を行った上での確に判断すること

(イ) 利子補給については、指定金融機関が制度趣旨に十分に留意した運用を行うよう、制度を適切に運営すること

会計検査院としては、今後とも商工中金における危機対応業務の実施状況等について引き続き検査していくこととする。

別表目次

別表 危機事案の一覧（平成30年4月1日時点）	67
-------------------------	----

別表 危機事案の一覧（平成30年4月1日時点）

	危機事案の名称	適用日	適用期限
1	平成19年能登半島沖地震災害	平成20年10月1日	平成23年3月31日
2	平成19年新潟県中越沖地震災害	20年10月1日	23年3月31日
3	平成19年台風5号災害	20年10月1日	20年10月31日
4	平成19年台風第11号及び前線による大雨に伴う災害	20年10月1日	20年10月31日
5	平成20年2月23日から24日にかけての低気圧による富山県における災害	20年10月1日	20年10月31日
6	平成20年岩手・宮城内陸地震災害	20年10月1日	21年9月30日
7	平成20年7月28日の富山県及び石川県における大雨災害	20年10月1日	21年9月30日
8	平成20年8月28日からの愛知県における大雨災害	20年10月1日	23年3月31日
9	『安心実現のための緊急総合対策』中小企業金融特別相談窓口	20年10月1日	21年1月29日
10	建築関連中小企業者対策特別相談窓口	20年10月1日	24年3月31日
11	ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口	20年10月1日	24年3月31日
12	事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口	20年10月1日	23年3月31日
13	国際的な金融秩序の混乱に関する事案	20年12月11日	23年3月31日
14	「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口	21年1月30日	26年2月23日
15	SFCG関連特別相談窓口	21年2月24日	23年3月31日
16	高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口	21年3月2日	24年3月31日
17	新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口	21年5月26日	24年3月31日
18	平成21年7月21日からの山口県における大雨災害	21年7月23日	23年3月31日
19	平成21年7月24日からの福岡県における大雨災害	21年7月27日	23年3月31日
20	平成21年台風第9号災害	21年8月11日	23年3月31日
21	口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口	22年5月21日	24年3月31日
22	平成22年7月15日の山口県における大雨災害	22年7月16日	24年3月31日
23	平成22年7月の広島県における大雨災害	22年7月20日	24年3月31日
24	円高等対策特別相談窓口	22年9月10日	26年2月23日
25	日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口	22年9月10日	24年9月30日
26	株式会社武富士関連特別相談窓口	22年9月29日	24年9月30日
27	平成22年10月20日の鹿児島県における大雨災害	22年10月21日	24年3月31日
28	霧島山（新燃岳）噴火	23年2月15日	24年9月30日
29	東日本大震災に関する事案	23年3月12日	30年度継続
30	平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害	23年8月1日	24年9月30日
31	平成23年台風第12号による災害	23年9月5日	27年3月31日
32	平成23年台風第15号による災害	23年9月28日	24年9月30日
33	鹿児島県奄美地方における豪雨による災害	23年9月28日	25年3月31日
34	平成23年タイ洪水被害に関する特別相談窓口	23年11月18日	26年3月31日
35	エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口	24年2月28日	25年9月30日
36	平成24年5月に発生した突風等による災害	24年5月8日	26年9月30日
37	平成24年6月8日から7月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	24年7月4日	26年9月30日
38	平成24年8月13日からの大雨による災害	24年8月15日	26年3月31日
39	平成24年台風第16号による災害	24年9月21日	25年9月30日
40	平成24年11月27日の暴風雪等による災害	24年11月29日	25年9月30日
41	平成25年7月22日及び7月28日からの大雨等による災害	25年7月29日	27年9月30日
42	平成25年8月9日からの大雨等による災害	25年8月12日	27年9月30日
43	平成25年9月2日に発生した突風等による災害	25年9月3日	27年9月30日
44	平成25年台風第18号による大雨等に係る災害	25年9月17日	27年9月30日
45	平成25年台風第24号による災害	25年10月10日	27年3月31日
46	平成25年台風第26号による災害	25年10月16日	29年3月31日
47	平成26年2月14日からの大雪による災害	26年2月18日	28年3月31日
48	原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口	26年2月24日	28年10月18日
49	デフレ脱却等特別相談窓口	26年2月24日	30年3月31日
50	平成26年台風第8号の接近に伴う大雨に係る災害	26年7月11日	28年9月30日
51	平成26年台風第12号による大雨等に係る災害	26年8月8日	28年9月30日
52	平成26年台風第11号に係る災害	26年8月11日	28年9月30日
53	平成26年8月15日からの大雨に係る災害	26年8月18日	28年9月30日
54	平成26年8月19日からの大雨に係る災害	26年8月20日	28年9月30日
55	御嶽山噴火に係る災害	26年9月29日	28年9月30日
56	平成26年長野県北部地震に係る災害	26年11月26日	28年9月30日
57	12月5日からの大雪に係る災害	26年12月11日	28年9月30日
58	口永良部島（新岳）噴火に係る災害	27年5月29日	29年3月31日
59	平成27年台風第18号等による大雨に係る災害	27年9月11日	29年9月30日
60	平成27年台風第21号に係る災害	27年10月1日	28年9月30日
61	平成28年熊本地震による災害に関する事案	28年4月15日	30年度継続
62	自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口	28年5月20日	29年4月19日
63	平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	28年9月1日	30年3月31日
64	平成28年鳥取県中部地震に係る災害	28年10月24日	30年3月31日
65	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	28年12月22日	30年3月31日
66	平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	29年7月6日	30年度継続
67	平成29年台風第18号に係る災害	29年9月19日	30年3月31日
68	平成29年台風第21号に係る災害	29年10月26日	30年3月31日